

平成26年(行ウ)第256号 懲戒処分取消等請求事件

原告 阿部 宣男

被告 板橋区

準備書面(6)

平成28(2016)年6月16日

東京地方裁判所民事第36部合B1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小川 隆太郎

同 小田川 綾音

同 高井 信也

同 中島 広勝

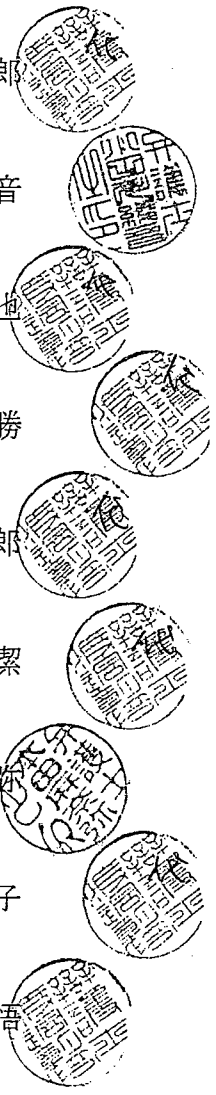
同 永里 桂太郎

同 細川 潔

同 本田 麻奈弥

同 山下 優子

同 渡邊 彰悟



目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1 能登町 | 6 |
| 1 クロマルハナバチ事業への協力は被告の本来業務であったこと | 6 |
| (1) はじめに | 6 |
| (2) 原告によるホテル館の視察対応について | 6 |
| (3) ハチの飼育指導依頼に対する協力 | 11 |
| (4) セイヨウオオマルハナバチの飼育許可申請（甲140） | 12 |
| (5) 議会答弁 | 12 |
| (6) 能登町への協力を否認する被告の主張の矛盾について | 15 |
| 2 原告は権限なく能登町の事業に関与したものではないこと | 16 |
| (1) 被告には能登町の事業に協力していることの認識があったこと | 16 |
| ア 能登町からの依頼文等（エコポリス協定締結協議前） | 16 |
| イ エコポリス協定締結協議におけるエコポリンセンター所長の提案 | 17 |
| ウ エコポリス協定締結協議後の能登町からの依頼やホテル館の協力状況 | 23 |
| エ 板橋区区議会議事録にみる被告の認識（甲115, 甲143） | 24 |
| (2) 原告の聴き取り調査に現れる佐藤課長・川平係長（ともに当時）の認識 | 26 |
| (3) 被告によるNPO設立の提案（甲32）にみる被告の認識 | 27 |
| 3 契約締結（甲30及び甲33）について | 28 |
| (1) ホテル館の協力内容には変わりがないこと | 28 |
| (2) イノリー企画との業務提携契約書は能登町側が求めたものであること | 29 |
| (3) 川平係長に認識があったこと | 29 |
| 4 イノリー企画に便宜を図ったことはなく一方で被告は利益を得ていること | 30 |
| (1) イノリー企画の事業場所 | 30 |
| (2) 女王蜂の販売価額の下落により利益がほとんど無いこと | 31 |
| (3) 被告は経費削減による利益を受けていること | 32 |
| ア 川平係長の事情聴取調書（乙43の5頁） | 32 |
| イ 議会議事録（甲143の23頁） | 32 |
| ウ 板橋区施策評価書（甲55の6頁） | 33 |
| 第2 小山町にかかる処分理由について | 33 |
| 1 はじめに | 33 |

| | | |
|-----|--|----|
| 2 | ホテル累代飼育特許を使用したホテル再生事業実施に関する被告の認識 | 34 |
| (1) | 板橋区議会議事録 | 34 |
| ア | 2010(平成22)年10月25日 決算調査特別委員会 区民環境分科会 (甲143号証④) | 34 |
| イ | 2010(平成22)年11月1日 決算調査特別委員会(甲115号証、甲143号証⑤) | 34 |
| ウ | 2011(平成23)年3月17日 予算審査特別委員会(甲143号証⑧) | 35 |
| (2) | ホテル飼育施設管理日誌の記載 | 37 |
| ア | 韓国 LG 電子 | 37 |
| イ | 大田区立矢口西小学校 | 38 |
| ウ | 三重県伊勢市五十鈴川・伊勢神宮 | 39 |
| エ | ホテル施設管理日誌の性質 | 40 |
| オ | まとめ | 41 |
| (3) | ホテル再生事業において特許を使用すること | 41 |
| (4) | 特許料実施料を取得した案件は25件に限られること | 42 |
| (5) | 小括 | 42 |
| 3 | 原告が上司と連絡を密に取り合っていたこと | 42 |
| (1) | 板橋区議会議事録 | 43 |
| (2) | FAX連絡文書 | 43 |
| (4) | ホテル施設の電話番号の非公開 | 44 |
| (5) | 小括 | 44 |
| 4 | ホテル再生事業は有償無償に関わらず休暇・休務で対応してきたこと | 45 |
| (1) | 特許料取得案件でも有給「休暇」で出向していること | 45 |
| (2) | 板橋区議会議事録 | 46 |
| (3) | 小括 | 47 |
| 5 | 小山町に関する懲戒処分説明に理由がないこと | 47 |
| (1) | 被告は小山町のホテル再生に関して、無償で原告を派遣したこと | 47 |
| ア | 小山町からエコポリスセンターに電話があったこと | 47 |
| イ | ホテル施設管理日誌、業務実績報告書 | 48 |

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| ウ | 当時川平氏らは原告に全く町長訪問の件を確認していないこと | 49 |
| エ | 派遣依頼文 | 50 |
| オ | 原告に経済的利益がないこと | 50 |
| カ | 小括 | 50 |
| (2) | (有)ルシオラの主任技術者就任はないこと | 51 |
| (3) | (有)ルシオラを小山町に紹介したことに合理性があること | 51 |
| 6 | まとめ | 52 |
| 第3 | 被告が当初懲戒に持ち込もうとしていたいくつかの虚構の事実について | 52 |
| 1 | はじめに | 52 |
| (1) | 被告資源環境部が想定していた事故報告書等 | 52 |
| (2) | 事故報告書の内容 | 52 |
| 2 | 委託料の詐欺等による不正取得 | 53 |
| (1) | 平成25年8月26日高久氏事情聴取(甲129) | 53 |
| (2) | 高久事件被告第1書面(甲132-1)11頁 | 54 |
| 3 | クロマルハナバチの飼育と販売 | 55 |
| (1) | 平成25年8月29日高久事情聴取(甲130) | 55 |
| (2) | 平成26年2月19日の議会で井上課長の答弁(甲122) | 55 |
| (3) | ホテル施設で飼育していたクロマルハナバチの販売を疑っていた間接的な証拠 | 58 |
| ア | 平成25年11月1日伊達弘彦弁護士との打合せ | 58 |
| イ | 平成26年2月19日の板橋区区民環境委員会議事録(甲122) | 59 |
| ウ | 所有権を問題にしていることの意味 | 60 |
| (4) | 原告によるクロマルハナバチの販売の実態はないこと | 61 |
| 4 | ホテル再生による原告の個人的収益の取得 | 62 |
| (1) | 甲125 綾部氏メモ | 62 |
| (2) | 乙64 山崎部長陳述書 | 63 |
| 5 | 山崎・井上らによる虚構の意味するもの | 63 |
| (1) | 被告の議会での喧伝 | 64 |
| (2) | ホテル生息調査の一方的な実施とその結果の利用 | 67 |
| 第4 | 手続的不公正について | 67 |
| 1 | 杜撰極まりない被告の内部手続き | 67 |

| | |
|---|----|
| (1) ホタル生態環境館のあり方についての検討会..... | 67 |
| (2) 平成26年1月27日 ホタル館の生息調査..... | 68 |
| (3) 平成26年1月30日 区長監察命令（被告準備書面(1)30～31頁）..... | 68 |
| (4) 同年1月30日以後..... | 68 |
| (5) 同年1月17日の小山町調査, 2月2日・3日 能登町調査..... | 69 |
| 2 外部委員伊達弘彦弁護士について | 69 |

本書面では、これまでに法廷に顕出されている証拠に基づいて、事実関係の分析と評価について弁論をするものである。

第1 能登町

1 クロマルハナバチ事業への協力は被告の本来業務であったこと

(1) はじめに

被告は当初、クロマルハナバチ飼育は、被告の業務（公務）ではなく、ホタルの飼育に関連性がある限りにおいて、容認されていたに過ぎないと繰り返し主張していたにもかかわらず、その後、ホタル飼育に有益な限りで被告の業務であることを認める旨主張を変遷させている。

しかしながら、以下述べる通り、クロマルハナバチの飼育は、ホタル飼育とは切り離して、純粹にそれ自体が被告の業務と扱われていたことを示す多数の証拠が存するから、被告がクロマルハナバチの飼育を「ホタル飼育に有益な限りで」との限定付で業務性を認めた変遷後の主張でさえこれまでの被告の対応と明らかに矛盾している。

(2) 原告によるホタル館の視察対応について

ホタル館では、国及び自治体等から、クロマルハナバチに関連する視察が頻繁にあった。

以下はその一部である。

① 大学等研究機関による研究視察

(甲102の7の3頁)

- ・ 平成19年8月31日 筑波大学 生命環境科学
研究視察「クロマルハナバチ自然巣について」

(甲102の1の3頁)

- ・ 平成20年3月28日 筑波大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲104の2の3頁)

- ・ 平成24年1月11日 バイオマス研究所
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の18の4頁、6頁)

- ・ 平成24年7月30日 (株)イセキ・武蔵野美術大学(共同研究)
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の13の3)

- ・ 平成24年12月4日 日本大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の11の3)

- ・ 平成25年1月23日 日本大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の9の3頁)

- ・ 平成25年3月15日 (株)イセキ(武蔵野美術大学と共同研究)
視察目的「クロマルハナバチについて」

視察目的「クロマルハナバチについて」

- ・ 平成25年3月28日 日本大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の7の3頁、4頁)

- ・ 平成25年5月13日 大阪大学
視察目的「クロマルハナバチについて」
- ・ 平成25年5月27日 日本大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の4の3頁)

- ・ 平成25年8月15日 日本大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の3の3頁)

- ・ 平成25年9月25日 日本大学
視察目的「クロマルハナバチについて」

② 国及び自治体等公的団体による行政視察ないし研究視察

(甲103の1の2頁)

- ・ 平成23年3月3日 農林水産省生産局

視察目的「クロマルハナバチの農業転換」

- ・ 平成23年3月2日 農林水産省 政務次官吉田広一氏
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲103の14の3頁)

- ・ 平成22年2月7日 新潟県・秋田県
視察目的「クロマルハナバチの飼育について」

(甲102の11の3頁)

- ・ 平成19年4月12日 和歌山県
視察目的「マルハナバチの農業利用」

(甲103の2の2頁)

- ・ 平成23年2月2日 全国土地改良事業団
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲105の15の2頁)

- ・ 平成24年10月8日 農林水産省 吉田副大臣
視察目的「クロマルハナバチについて」

③ 私企業による研究視察

(甲102の6の3頁)

- ・ 平成19年9月21日 小泉製麻(株)
視察目的「マルハナバチについて」

(甲102の3の3頁)

- ・ 平成20年1月11日 小泉製麻(株)
視察目的「在来クロマル農業への使用について」

(甲146)

- ・ 平成21年4月15日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルについて」

(甲71の5)

- ・ 平成21年10月21日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲103の11の3頁)

- ・ 平成22年5月7日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」
 - ・ 平成22年5月13日 エアーウォーター(株)
視察目的「北海道原産エゾオオマルハナバチの飼育繁殖について」
- (甲103の11の4頁)
- ・ 平成22年5月28日 エアーウォーター(株)
視察目的「エゾオオマルハナバチについて」
- (甲103の7の3頁)
- ・ 平成22年9月13日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」
- (甲103の6の3頁)
- ・ 平成22年10月8日 丸紅 機能科学部課長
視察目的「クロマルハナバチのイチゴの受粉について」
 - ・ 平成22年10月8日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」
- (甲103の5の4頁)
- ・ 平成22年11月25日 イスラエル バイオ・ビー社
視察目的「クロマルハナバチの飼育について」
- (甲103の3の3頁)
- ・ 平成23年1月14日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」
- (甲103の2の3頁)
- ・ 平成23年2月24日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」
- (甲104の11の3頁)
- ・ 平成23年4月20日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」
- (甲104の10の3頁)
- ・ 平成23年5月17日 小泉製麻(株)

視察目的「クロマルハナバチについて」

- ・ 平成23年5月25日 (株)ドーコン 生物多様性推進チーム
視察目的「エゾオオマルハナバチについて」

(甲104の7の3頁)

- ・ 平成23年8月24日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲104の6の3頁)

- ・ 平成23年9月30日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲104の4の3頁)

- ・ 平成23年11月2日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲104の3の4頁)

- ・ 平成23年12月20日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」

(甲104の1の3頁)

- ・ 平成24年2月16日 小泉製麻(株)
視察目的「クロマルハナバチについて」

④ その他団体による研究視察について

(甲103の14の3頁)

- ・ 平成22年2月4日、5日、6日 金沢市 MS財団
視察目的「クロマルハナバチの生態飼育学習」
- ・ 平成22年2月9日 金沢市 MS財団
視察目的「クロマルハナバチの飼育について」
- ・ 平成22年2月10日、11日、12日 金沢市 MS財団
視察目的「クロマルハナバチの繁殖について」

(甲104の9の2頁)

- ・ 平成23年6月3日 (財)板橋区中小企業振興公社森田事務局長
視察目的「クロマルハナバチ事業化」

上記視察は、研究機関による事業化や研究・調査目的等や、国及び地方公共団体によるそれぞれの行政目的のための調査や、国内外の企業や団体による事業化や研究・調査目的等のために行われたものであり、このような視察が相次いでいたことは、ホテル館における在来種マルハナバチの飼育や研究が、対外的には、ホテル飼育に関連する業務に限定されたものではなく、農業分野への活用や事業化のために意義あるものとして高い評価を得て、広く認識されていたことを示すものである。

そして、上記④の(財)板橋区中小企業振興公社事務局長として視察に訪れた森田康夫氏は、平成19年当時の被告資源環境部長であり、同人がホテル館に「クロマルハナバチの事業化」について相談に来たことは、外部からだけでなく、被告内部においても、ホテル館におけるクロマルハナバチの飼育や研究が、クロマルハナバチの事業化等のために意義があるものとして認識されていたことを示すものであるといえる。

また、上記②のとおり、10回以上に亘り視察に訪れていた小泉製麻株式会社は、能登町からクロマルハナバチの販売を請け負い、能登町の事業の販売スキームの一端を担っていた会社であり、能登町の事業継続中は、当然、ホテル館から能登町の事業に関する技術指導や情報提供等を受けることが主たる視察目的で、ほとんどの場合能登町の関係者と同席での視察であったところ、同社がホテル館を何度も訪問していたことは業務日誌や業務実績報告書から被告も把握していたものであり、にもかかわらず、被告が同社の視察目的を全く知らなかったというのであれば、あまりに不自然な主張と言わざるを得ない。

なお、当然ながら、上記の視察があり、原告が対応したことについて、被告所管課は業務実績報告書等により把握しており、この対応について、業務外の行為であると指摘したことは皆無である。

(3) ハチの飼育指導依頼に対する協力

また、被告は、日本大学によるハチの飼育指導依頼（甲100の1）を始めとする、各所から（その他、甲101や、甲103の14の3頁等）

の、原告によるハチの飼育指導依頼に対して、原告に協力をさせている(甲100の2)。

被告は、上記被告による協力行為を根拠に、クロマルハナバチの飼育が原告の職員としての業務(公務)ではないとする主張を撤回する一方で、なお「ホタルの飼育に有益な限り」で業務性を認めると強弁するようである(被告準備書面(7)の11頁)。

しかしながら、かかる外部へのハチの飼育指導の協力行為がホタル飼育と無関係であることは明らかであり、矛盾に満ちた被告の主張には何ら説得性がない。

当該協力行為をもって、被告の業務として認めている以上、ホタル飼育と関連性のないハチの飼育指導についても被告の業務であることは明らかである。

(4) セイヨウオオマルハナバチの飼育許可申請(甲140)

また、被告は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(甲140の13頁)第5条1項に定める「学術研究の目的」で、平成20年3月21日、ホタル館におけるセイヨウオオマルハナバチの飼養の許可を関東地方環境事務所から取得して(同11頁)、小泉製麻㈱から譲り受けたセイヨウオオマルハナバチ3群の飼育を開始し(同7,8頁)、さらに、平成23年2月、当該許可の更新の手続きをとっている(同1,2,5頁)。

この申請目的は、「学術研究」であることから明らかとおり、セイヨウオオマルハナバチの飼育は、ホタル飼育とは関係がない。

かかる飼育許可申請を被告自身が行っていたことは、ホタル館に置けるハチの飼育が、ホタル飼育と関連することに限られず、ハチの飼育研究自体がホタル館に置ける原告の業務として認められていたことの証左である。

(5) 議会答弁

ア 平成24年10月31日の決算調査特別委員会ではぎわら洋一議

員からの「板橋区ホタルの生態館の役割」に関する質問に対する、被告ホタル館所管課である資源環境部大迫長（当時）の、クロマルハナバチに関する答弁は、以下のとおりであり（甲143 23～24頁）、クロマルハナバチに関する業務については、本件における原告の主張と完全に整合するものである。

すなわち、大迫部長の答弁は、

- ・ 「クロマルハナバチは、ホタルの生育に欠かせない水や土の浄化に寄与し ておりまして、当館のホタル飼育を通して、その共生関係が解明されたところでございます。」
- ・ 「クロマルハナバチによる水や土の浄化に取り組むことによりまして、ただいまお話がありましたように、それまで利用していたろ過剤、または水質調整剤などに頼ることが減り、経費も削減できました。」

と、クロマルハナバチについてホタル飼育との関連を指摘するにとどまるものではなく、

- ・ 「クロマルハナバチの生態研究とか繁殖技術に関してのご質問と受け止めております。」
- ・ 「自然界での生物連鎖の関連性を学ぶ上でも重要な事例となっております。その生態や繁殖技術の研究・開発を行っているところでございます。」
- ・ 「現在、トマトやイチゴなどの受粉には、お話がありましたように、外来種のセイヨウオオマルハナバチが利用されておりますが、生態系に影響を及ぼすため、受粉後は殺すことになっております。」

クロマルハナバチの安定した供給が可能となれば、このようなむやみな殺生や外来種による日本固有の生態系を壊す懸念からも解放されることとなります。農業の発展や生態系の維持にも深くかかわるものとして期待されている技術でありますので、これまでの研

究開発の成果が将来農業分野で有効に活用出来ればと考えている次第でございます。」

と答弁し、被告においては、クロマルハナバチの飼育のみならず、その生態や繁殖技術の研究開発を行っているとして、その意義は生態系の維持や将来農業分野の活用にかかわるものと説明しているのである。

イ この答弁は、被告ホテル館におけるクロマルハナバチに関する業務は、ホテル飼育に関連するものに限られるとする被告の本件における主張が、原告を陥れるための詭弁であることを端的に示すものである。

のみならず、上記答弁は、ホテル館におけるクロマルハナバチの生態や、繁殖技術に関する研究について、原告の個人的な研究ではなく、「板橋区ホテル生態館の役割」であることを前提とした説明であり、被告所管課では、原告によるホテル館におけるクロマルハナバチに関する業務について、ホテルに関連するものに限られず、日本の生態系の維持や将来農業分野での活用を目標とした独自の公益的意義があると評価していたことを示すものである。

ウ 上記（２）乃至（５）との整合性

また、かかる答弁は、上記（２）及び（３）記載の行政視察等の存在及びこれに対する原告の対応や（４）記載の被告が「学術研究」のためにセイヨウオオマルハナバチ飼育の許可申請を行っていたことと、完全に整合するものである。

エ マスコミ報道との整合性

さらに、かかる答弁は、能登町の事業に協力していた当時の被告の対応はもちろん、以下のホテル館におけるクロマルハナバチ飼育を取り上げたマスコミ報道とも整合する。

・「都政新報」（甲５９）

「当施設では在来種クロマルハナバチの休眠処理を短時間で終え、

すぐにコロニー作りを始める方法を開発した(中略)この方法を使えば在来種クロマルの個体群がハウス栽培に活用でき、普及出来る。」「この成果を農業に還元していることが今後の大きな課題である」

・「食育教育」(甲60)

「板橋区ホタル飼育施設では、ホタル飼育で培った技術を生かして、在来種マルハナバチの生産に力を入れています。(中略)農家のみなさんが安心できるように、日本全体で在来種を使える環境を整えていきたいと努力しています。」

・「日本農業新聞」(甲61)

「トマトなどの受粉に使われている在来種のクロマルハナバチを短 期間で大量に増やす増殖法が開発された。(中略)東京都板橋区の板橋区ホタル飼育施設の研究成果」

・「サンデー毎日」(甲62)

「東京の「板橋区ホタル飼育施設」は、ホタル研究の傍ら6年前から在来種のクロマルハナバチ(以下クロマル)に着目。飼育と生産技術を確立」

オ 能登町の事業に協力していたこととの整合性

そして、能登町は、外来種セイヨウオオマルハナバチによる日本の生態系の影響を懸念し、「環境にやさしい農業への手助けをしていきたいと考えて」(甲11)、在来種マルハナバチの飼育販売事業を立ち上げたのであり、当該事業に対して被告が継続的な協力してきたのは、上記ホタル館におけるクロマルハナバチの「繁殖技術の研究・開発」(甲14323頁)の成果の農業分野における活用の一環であって、「板橋区ホタル生態館の役割」に関するはぎわら洋一議員の質問に対する資源環境部大迫部長の答弁と完全に一致する。

(6) 能登町への協力を否認する被告の主張の矛盾について

なお、被告は、能登町からの協力依頼について、「ハチの増殖に関与する

ことにある」ものであるとすれば、「被告の業務であるホタルの飼育に無関係である」として断わることになるとし、能登町から持ちかけられたエコポリス協定を断わった理由は「その主旨がハチの増殖にあった」であったためと説明しており、(被告準備書面(3)23～24頁)、クロマルハナバチの飼育の業務性は、あくまで「ホタル飼育に関係」する限りで認められることを根拠に、能登町との協力関係を否認するようである。

しかしながら、かかる主張が、上記(2)～(4)に指摘した過去の被告におけるクロマルハナバチに関する業務の認識と完全に矛盾することは明らかであり、原告を陥れるための詭弁であると言わざるを得ない。

2 原告は権限なく能登町の事業に関与したものではないこと

(1) 被告には能登町の事業に協力していることの認識があったこと

ア 能登町からの依頼文等(エコポリス協定締結協議前)

能登町から被告に対する以下の多数の依頼文等から、能登町は、クロマルハナバチの飼育販売事業の実現のために、ホタル館による継続的な協力を不可欠として被告に協力を依頼していたことは明らかである。

① 甲11

能登町長から被告区長宛てに送付された、クロマルハナバチ飼育繁殖について協力を求める平成20年5月1日付けの依頼文であり「クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功」、「板橋区の協力なしには実現出来ません」との文言から、能登町の事業実現のためには、被告の協力が不可欠であるとの認識を伝えた文書である。

② 甲16(平成20年7月29日の夜間公開後の反省会の写真)

ホタル館で開催されたホタル夜間公開後に行なわれた反省会の写真であり、被告に対してクロマルハナバチ飼育繁殖について文書(甲11)で協力を依頼していた能登町長と被告坂本区長、その他両自治体の関係者がそれぞれ参加し、両首長が握手したところが撮影されている。

ホタル館では夜間公開後に、関係者による反省会が行なわれていた

が、他の自治体の首長その他職員が多数参加し、被告区長と同席して開催された反省会は、この時だけである。

能登町長その他能登町関係者が出席したのは、もちろん、能登町の事業実施のために、ホテル館から支援を受けていたことをきっかけであり、同年5月に被告区長宛てに文書（甲11）で「クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功」、「板橋区の協力なしには実現出来ません」として協力を依頼していた能登町長に対する、ホテル館及び被告区長のかかる対応は、被告として協力する方針であることを示したものに他ならない

③ 甲19

能登町長から被告区長宛てに送付された、クロマルハナバチ試験飼育にかかる研修会のために講師派遣を求める平成21年2月17日付けの依頼文であり、「日頃より、クロマルハナバチ試験飼育生産技術の取得に関しまして、多大なるご尽力とご協力を賜り」との文言から、能登町がクロマルハナバチの飼育に関し、被告が日常的に支援協力を得ていることについて感謝を伝えた文書である。

④ 甲12（「広報のと」平成21年6月1日）

能登町の広報誌であり、能登町の事業は「板橋区ホテル飼育施設の特許を使用し」、「武蔵野種苗園」から女王蜂の供給を受けて、「小泉製麻」が販売を請け負うという事業スキームが紹介されている。

なお、川平元係長は証人尋問において、係長在任当時は、当該広報誌を見たことがなかった旨証言していたが、山崎部長は同日の証人尋問において、能登町へ調査のために出張した平成26年2月2日の以前に、当該広報誌を確認した旨証言している。

原告は、当該広報誌を被告所管課に送付しており、所管課はこれを保管していたはずであって、見たことがなかったという川平元係長の証言は、所管課の係長の認識として不自然不合理で、信用性を欠く。

イ エコポリス協定締結協議におけるエコポリンセンター所長の提案

(ア) エコポリス協定に関する実際の協議経過について

能登町と被告とは、平成21年7月から11月頃まで、エコポリス協定締結に向けて、以下のとおり、複数回の協議を行っている。

この協議の経過を見るに、協議当事者である能登町・被告において、能登町のクロマルハナバチの飼育生産事業への支援、すなわち原告よって継続的に行われていたクロマルハナバチの飼育・生産のための技術提供・技術指導が被告の業務そのものであると認識されていたことは以下の証拠関係から明らかである。

なお、当該エコポリス協定について、被告は、「その主旨がハチの増殖にあったため、被告はこれを断わっている」（被告準備書面（3）24頁）と主張するが、かかる主張は、実際の協議経過と明らかに矛盾するもので、事実と異なる。

① 平成21年7月15日付けメール（甲21）

能登町職員が被告にエコポリス協定締結を持ちかけた平成21年7月15日付けメールである。

「私どもでは、板橋区ホタル飼育施設、阿部施設所殿の協力のもと純国産クロマルハナバチの試験飼育生産に取り組んでおります」とあり、これは、能登町の事業に被告ホタル館、及び被告職員としての原告が協力をしていたことを端的に示すものである。

② 岩倉所長宛の平成21年10月22日付のメール（甲57の1）

能登町担当者から被告のエコポリスセンター岩倉所長（当時）に対する平成21年10月22日付のメール（甲57の1）には、同所長から以下の意見が示されたとある。

「先般お電話でお話しさせていただいたときに、岩倉所長殿より以下のご意見をいただいております。

1) 国産クロマルハナバチに関する業務が本協定の根本であること

から、クロマルハナバチに関する業務協定としてはどうか

- 2) 互いの小中学校交流を行うなどの環境教育の一環を盛り込んだ内容で協定することについては、事業実施に当たり予算がともなう。財源確保が難しい中で、はたして実現できるのだろうか。
- 3) 板橋区と能登町の間で歴史も浅く、歴史があるとすればクロマルハナバチについて。その他環境に関する歴史が浅い中で、はたして環境に対する業務提携と広く扱うのはいかがなものか」(なお、この意見が、その後のメールのやりとりで訂正等されたような形跡は全くない。)

すなわち、能登町は、エコポリス協定の提案にあたっては、当初から、板橋区と互いに環境問題に関する取り組みを協力し合うことを目的とした協定締結を目指していたのであり(甲21)、クロマルハナバチに関する業務を協定の主眼としてはいなかったところ、上記のとおり、被告側が、環境に対する業務提携と広く扱うことについて難色を示すとともに、「クロマルハナバチに関する業務協定」としてはどうかという提案を、能登町に伝えていたのである。

③ 上記②のメール添付の協定案 Ver. 3 (甲57の2)

そして、この岩倉所長の意見を踏まえて、能登町担当者はエコポリス協定案を改定し、協定案 Ver. 3 (甲57の2) には、甲22では取り上げられていなかった以下の記載が盛り込まれた。

「3) 板橋区と能登町の歴史

■ 平成18年度クロマルハナバチ飼育生産により歴史がはじまる
能登町は、国産クロマルハナバチ飼育生産事業を行うために、飼育生産にかかる技術特許を所有する板橋区に関係者を派遣した。飼育生産技術を学び、能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設において板橋区の支援を受けながら事業に取り組んでいる。」(なお、そ

の後の被告との協議を踏まえさらに改訂された協定案 Ver. 4（甲58の2）でも、同記載については変更がなされていない。）

上記のとおり、被告エコポリスセンター岩倉所長は、能登町に対して、被告と能登町との歴史は、クロマルハナバチから始まっており、具体的には、被告は、能登町から研修生を受け入れてクロマルハナバチの飼育の飼育生産技術を学ばせ、協定締結協議中も、能登町のクロマルハナバチの飼育生産事業の支援を行っていたという、被告の能登町との関係について明確な認識を示していたものである。

そして、締結協議が行われていた当時、能登町が、クロマルハナバチの飼育生産施設における業務遂行にあたって受けていた「板橋区の支援」とは、原告によって継続的に行われていたクロマルハナバチの飼育・生産のための技術提供・技術指導以外にない。

したがって、被告が、原告による能登町への技術支援をもって、被告の支援であるとの認識していたことは明らかである。

また、上記②記載のとおり、被告側（岩倉所長）の提案を受けて、能登町は、上記のとおり、エコポリス協定案を改訂し、「3）板橋区と能登町の歴史」という項目を設けて、能登町が板橋区の支援を受けてクロマルハナバチ飼育生産事業を行っているという関係を明記したが、エコポリス協定の内容については、甲57の2の3頁目「5）エコポリス協定」において以下のとおり記載されており、能登町側が、クロマルハナバチの飼育生産業務に限定することなく、広く、環境問題に関する取り組みについての協定を目指したものであることは明らかである。

「板橋区・能登町エコポリス協定

- * 国産クロマルハナバチ飼育生産事業
- * CO2排出権取引事業
- * 新エネルギー開発事業
- * 自然体験学習交流事業」

④ 岩倉所長宛の平成21年11月2日付のメール（甲58の1）

能登町は、引き続き、協定の趣旨をクロマルハナバチの飼育生産業務に限定することなく、広く、環境問題に関する取り組みについての協定を目指し、被告側に働きかけを行っており、能登町担当者は、平成21年11月2日付のメールで、協定締結後の取り組みとして、以下の4つの柱を掲げており、クロマルハナバチに関する業務は、その内の「1）生態系保全事業」の一部に過ぎなかった。

- 「1）生態系保全事業
- 2）新エネルギー活用事業
- 3）環境教育推進事業
- 4）都市とふるさと環境交流事業」

⑤ 上記④のメール添付の協定案 Ver.4（甲58の2）

上記③記載の「3）板橋区と能登町の歴史」の記載はそのままに、これに加えて、新たに「6）協定締結後の活動（案）」の項目が設けられて（甲58の2の4頁）、協定締結後、協定に基づいて被告及び能登町との間で行なう具体的な事業が挙げられている。

以上からすれば、エコポリス協定は、能登町と被告との間で、クロマルハナバチに関する業務を協定とすることは当然の前提として、それ以外の環境についての取り組みについてどこまで上積みして予算化し実現できるかを争点として協議がなされており、結局、クロマルハナバチに関する業務協定を超過する部分について合意ができず協定できなかったというのが関係各証拠から最も自然かつ合理的に推認できる事実である。

（イ）エコポリス協定締結を断わった理由の不合理な変遷について

被告は本件訴訟において、エコポリス協定を断わった理由を以下のと

おり説明するが、いずれも全く合理性がない。

- i ハチの増殖は被告の業務とは関係がない
- ii 能登町側の協定締結の提案の主旨はハチの増殖
- iii ハチの増殖を主旨とする協定締結の要請は断わった

すなわち、上記第2の1で述べたとおり、農業分野への貢献のために蜂を増殖することは、ホテル館の役割であり、被告の業務であることは既に述べたとおりであって、上記iに関する被告の主張は全く事実と反する。

また、上記(ア)で述べたとおり、能登町側は、クロマルハナバチの飼育生産業務に限定することなく、広く、環境問題に関する取り組みについての協定を目指していたところ、クロマルハナバチに関する業務協定以上の内容での合意ができなかったから協定ができなかったというのが事実であり、従来通りのクロマルハナバチについての協力関係が維持されたとみるべきであるから、上記iiに関する被告の主張も、全く事実と反する。

さらに、川平元係長は、証人尋問において、被告が協定締結を断わった理由を問う質問（しかも、被告代理人による主尋問である）に対し、「板橋区にとってプラスになるものがないという判断」だったとして、上記i～iiiと異なる説明をしている。

すなわち、被告は、あまりに不合理で成り立ち得ない上記i～iiiの説明を放棄したものであり、このような主張の変遷は何ら合理的理由はなく、被告の主張が場当たりのその場凌ぎの詭弁であることを示すものであり、信用性の欠片もないといわざるを得ない。

エコポリス協定締結の協議の経緯については、上記(ア)のとおり、能登町職員からエコポリスセンター所長宛に送られたメールやエコポリス協定案から容易に把握されるものであり、これに対する被告の反論の論拠は瓦解しており、もはや反論の体さえなしていないものである。

ウ エコポリス協定締結協議後の能登町からの依頼やホテル館の協力状況

上記イの（ア）で詳述したエコポリス協定提案の趣旨，締結協議を踏まえれば，能登町とのエコポリス協定が締結に至らなかったとしても，これをもって，能登町の事業に対する被告の協力関係が変更されることはない。

実際，後記（ア）及び（イ）のとおり，能登町は平成23年度からの本格的な販売事業開始に向けて，益々盛んにホテル館に対して技術指導や情報提供を求めており，ホテル館はこれに応えていたのである。

（ア）エコポリス協定締結協議前と変わらない依頼（甲25，26）

上記イで述べた「エコポリス協定」締結協議終了後，能登町長から被告区長宛てに送付された，平成22年5月10日付け（甲25）及び平成23年3月8日付け（甲26）の「国産クロマルハナバチ試験生産技術取得にかかる研修生の受け入れ及び指導」を求める依頼文である。

甲25には「日頃より，国産クロマルハナバチの試験飼育生産事業におきましては，多大なるご尽力とご協力をいただき」，「飼育生産業務についても，板橋区ホテル飼育施設のお力添えを頂き，事業化に向けて試験飼育生産業務に向けて取り組んでいる」と記載されているが被告による「日頃」の「ご尽力」，「協力」というのは，当時，原告による継続的な指導以外にない。

実際，この依頼があった平成22年，23年は，下記（イ）記載のとおり，研修性の受け入れ指導以外に，能登町の事業に関係して，能登町及び能登長ふれあい公社の関係者や小泉製麻㈱が頻繁にホテル館を訪問していたことは業務実績報告書等からも明らかで，ホテル館が能登町の事業のために，継続的な飼育指導をしていたことについて，被告は明確に認識していたはずである。

（イ）能登町職員やふれあい公社関係者からの頻繁な訪問

エコポリス協定締結協議が終わった後に業務日誌や業務実績報告書で確認出来るだけでも、能登町関係者によるホテル館訪問は、以下のとおり8回程もある。

平成22年1月23日（甲14の7）

4月28日（甲15の1）

6月4日（甲103の10の3頁）

10月9日（甲15の2）

平成23年1月29日（甲15の3）

2月23日（甲103の2の3頁 来館者小泉製麻と記載）

4月20日（甲104の11の2頁 来館者小泉製麻と記載）

9月29日（甲104-6の2頁）

さらに、能登町の事業スキームの一端をなす小泉製麻株式会社は、能登町の事業継続中、ほとんどの場合能登町関係者とともに来館しており、平成22年、平成23年の来館者数は、上記（1（2）の③）のとおり、業務実績報告書で確認できるだけでも12回にもなる。

（ウ）以上のとおり、エコポリス協定締結協議後も、能登町は被告に対して変わらず協力支援を依頼しており、能登町及能登町の事業関係者は、平成23年4月から本格化するクロマルハナバチ飼育生産事業のために、益々盛んに、被告ホテル館にを訪問して原告の教えを請うていたのである。

原告は、能登町の事業に協力するために、被告職員として労を惜しまず、当然、被告所管課に隠し立てすることなく、業務日誌及び業務実績報告書で報告して、堂々と支援していたのであり、被告もこれを認識していたものである。

エ 板橋区区議会議事録にみる被告の認識（甲115、甲143）

平成22年11月1日に開かれた被告議会（決算調査特別委員会）に

において、田中やすのり議員は、ホテル館において飼育されているマルハナバチについての質問に関して、「あそこの飼育しているマルハナバチというものを、今石川県の能登町というところへ卸す卸さないで話がいって、女王蜂1匹実は市場価格だと7,000円か8,000円で流通されているそうなんです。」と発言している。

かかる発言から、被告において、能登町へのハチの供給が検討課題に上がっていたことは明らかである。

すなわち、当時、能登町へ女王蜂を提供し、能登町の事業スキームの一端を担っていた武蔵野種苗園は、事業の撤退を検討するようになっており、原告は所管課川平係長等に対して、その経緯を説明して、被告の業務として能登町に対するハチの供給ができないか、と相談していたため、田中やすのり議員は、エコポリスセンターから、その情報を得て、質問に至ったものである。

なお、議員による議会での質疑は、議会において初めて示されるものではなく、答弁を担当する所管課は事前に質問を把握し、答弁を用意して区長に確認を得て、当日は書面を読み上げるのみであるのが慣行である。

具体的には、質問する議員は、事前に議会事務局に対し、質問内容について通告し、議会事務局はその通告を所管課に連絡して、連絡を受けた所管課の課長が、直接質問する議員のもとを訪れて質問の趣旨を聴き取り、これをもとに、答弁を準備するのである。

したがって、田中やすのり議員が、上記のとおり議会で質問をするにあたっては、まず、事前にエコポリスセンターから、ホテル館におけるマルハナバチの飼育や能登町への供給について情報を得て、議会開催前に質問内容を議会事務局へ通告し、被告所管課は、質問の趣旨や内容について田中やすのり議員から聞き取るなど事前連絡調整の上で担当課長や係長らが答弁を作成していたのであって、田中やすのり議員行なった上記質問内容やその背景事情、すなわち、能登町のクロマルハナバチの飼育生産事業及び当該事業のために女王蜂の供給を行っていた武蔵野種苗園が撤退する可能性があることから、被告において能登町へのク

ロマルハナバチ供給事業が検討されていたこと、について、被告が十分に把握していたことは明らかである。

- (2) 原告の聴き取り調査に現れる佐藤課長・川平係長（ともに当時）の認識
平成23年当時、被告が、イノリー企画がハチを販売事業を行っていたことについて把握していたことは、平成23年に行なわれた佐藤課長・川平係長（ともに当時）による原告の聴き取り調査に関する川平元係長の認識に現れている（乙43）。

まず、この聴き取りが行なわれた経緯を説明する。

当時、イノリー企画は、武蔵野種苗園の後継として、能登町に対する石川県産クロマルハナバチの女王蜂の供給を主たる事業としていたものであるが、神奈川県の中島農園という農家から依頼を受けて、ハチの販売を行なったことがあった。

イノリー企画駒野氏は、長年ボランティアとしてホテル館で活動しており、イノリー企画が成増で育てる女王蜂の供給事業立ち上げた後も、ホテル館にてボランティア活動を行っており、度々ホテル館を訪れていたが、ハチの売買に関係する代金の請求書を送る際、原告から提供を受けたエコポリスセンターの封筒を使用し、「中島農園」に対するハチの売買に関する代金の請求書を入れたその封筒に、送り先の住所を間違えて記載して投函してしまったのである。

そして、送り先の住所が間違っており、エコポリスセンターの封筒を使っていたために、エコポリスセンターにその郵便が返送されることとなったが、開封された封筒の中にハチの売買に関する請求書が入っていることから、原告は、黙って勝手にホテル館のハチを外部に売却しているのではないかと疑われ、佐藤課長と川平係長（当時）が原告を呼んで直接聞き取り調査が行なわれたのである。

聞き取り調査を行なった川平元係長の当時のやりとりに関する認識は、川平元係長の事情聴取調書（乙43）の7頁に記載されている。

これによれば、川平係長らは、原告に対して、「ハチを売ってるのか」と質問し、「売っていない」と原告から説明を受けたとのことであり、さらに、

次のとおり回答している。

- ・(「その時、発言の妥当性を確認していると思うが、それはどのような判断だったのか」という質問に対して)「説明を聞く限りでは、そうなのかと私も所長も思った」
- ・(「その時は納得できる説明があったということでもいいか」という質問に対して)「そうである。」

すなわち、川平係長と佐藤課長は、平成23年当時、イノリー企画がエコポリスセンターの封筒を使用してハチの売買に関する代金の請求書を送付していることに関して、当初、原告によるハチの売買を疑いつつも、最終的には、「売っていない」という原告の説明が妥当性のあるものとして納得していたのである。

原告が売っていない以上、誰がハチの売買を行っていたかについて、川平係長及び佐藤課長は当然認識していたはずであり、販売していたのはイノリー企画に他ならず、イノリー企画という団体の業務内容についても当然認識していたはずである。

また、原告がイノリー企画に対しエコポリスセンターの封筒を使用したことについて認識しつつ(封筒を勝手に使用させたことについては、原告自身、その場で直ちに非を認めている。)、特段、原告を処罰することはなく、また、イノリー企画の駒野氏に対し、ホテル館との関係について問題視したり、聞き取り調査をしたり、注意したりすることもなかったものであり、かかる経緯からして、川平係長や佐藤課長には、平成23年当時、イノリー企画とホテル館との関係性について理解があり、イノリー企画による能登町へのハチの供給事業にホテル館が関わっていることについて容認していたことは明らかである。

(3) 被告によるNPO設立の提案(甲32)にみる被告の認識

また、被告は平成24年5月、ホテル館において、原告やイノリー企画駒野氏らに対して、甲第32号証の図面を示し、「在来種(クロマルハナバチ)販売」に関するビジネスを提案したことがあった(甲119の6, 7

頁)。

すなわち、能登町の事業が平成23年度いっぱいをもって休止となつてから、従前どおり、ホテル館のボランティアとして活動していた駒野氏のイノリー企画をNPO法人とし、板橋区と協定を結んで、ホテル館で「在来種(クロマルハナバチ)販売」やその他「ノウハウの提供」を行なう事業をやってみてはどうか、というものである。

これは、能登町がやろうとしていた事業を、被告や駒野氏らボランティアが立ち上げるNPO法人と共同して実現しようというものである。

能登町の事業や能登町の事業に協力していたホテル館、イノリー企画の活動についての理解がなければ、かかる提案は到底なし得ないものであり、被告にかかる理解があったことの証左である。

3 契約締結(甲30及び甲33)について

(1) ホテル館の協力内容には変わりがないこと

原告は、能登町ふれあい公社とイノリー企画との売買契約書及び秘密保守契約書(甲30)において、能登町の事業に協力する者として署名・押印している。

原告が、「板橋区ホテル生態環境館館長阿部宣男」として当該契約書に現れる理由は、能登町ふれあい公社が、武蔵野種苗園の後任であるイノリー企画から女王蜂の供給を受けて飼育販売事業を営むにあたり、原告らが開発した女王蜂の休眠化の専門技術の他、従前どおり、ホテル館による飼育技術指導や、死亡個体の生態確認等情報提供が必須であったことから、これまでどおり、その協力が得られることの書面化を求めた能登町側の要望が反映されたものである。

そして、当該契約の締結は、被告に新たな義務を負担させるものではなく、原告が被告の了解の下で従前、能登町に対して提供してきた支援を従前どおり継続する内容であつて、実際、この契約に基づいて、原告や被告ホテル館が新たに何らかの責任を追求されたり、負担を強いられたことは皆無である。

(2) イノリー企画との業務提携契約書は能登町側が求めたものであること

また、甲第30号証の契約書締結の際、原告とイノリー企画との平成21年7月1日付け業務提携契約書（甲33）が作成されているが、原告とイノリー企画との間で、かかる契約が締結された事実がないことは、能登町ふれあい公社の職員であり、クロマルハナバチ試験飼育生産施設の所長だった田原義昭氏の説明から明らかである。

同人が述べるとおり（甲118）、当該契約書は、原告と共に女王蜂の休眠化の発明者である綾部氏の在籍する実績のある大きな企業である武蔵野種苗園の後任を、個人事業主であるイノリー企画が引き受けることとなったため、イノリー企画が武蔵野種苗園と同様に従前どおり、休眠処理した女王蜂を供給できる主体であることを、能登町側が対外的に説明することが出来るよう、イノリー企画がハチの飼育に関する能力があることを示す文書として、能登町側から原告に作成を求めたものである。

かかる契約書を、日にちを遡らせて作成するよう求めたのは、あくまで対外的に体裁を整えるためのものであり、実際、この契約に基づいて、原告や被告ホテル館が何らかの責任を追求されたり、負担を強いられたことは皆無である。

(3) 川平係長に認識があったこと

甲第30号証及び甲第33号証の作成に原告が関わるにあたり、原告は川平係長に事前に了解を得ていたことは、以下のとおり、イノリー企画駒野氏が述べるとおりである（甲154）。

「そして、平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」や平成21年7月1日付「業務提携契約書」の作成にあたっては、私は、平成23年4月頃、ホテル館の学習室で、阿部先生が川平さんに能登町から示されたこれらの書面を提示して説明するときに同席しており、そのとき、川平さんは、確かに内容を確認して作成を認めておりました。

学習室には、綺麗な机があるため、普段から打ち合わせなどで使用し

ており、阿部先生と川平さんは、そこでよく話をしていました。

普段から、ホテル事業に関する契約書など事務的な手続は川平さんに見て貰っていましたし、内容としても供給主体が変わった点以外は従来と変わらないものでしたので、川平さんが了承すれば板橋区としての手続上も問題は無いと阿部先生と私は理解していました。

なお、私はこの時ほとんど発言していませんが、私としては、女王蜂の売買代金が下がったこともあり、やっていけるのか内心は不安で一杯だったことを覚えております。

このときのことについては、他にも、再雇用の山下さんなども、私が阿部先生、川平さんと話しているところをみてはっきり覚えているということです。

山下さんは、同席したわけではないですが、途中で学習室にコーヒーを持ってきてくれたのです。

ですから、イノリー企画が武蔵野種苗園から能登町への女王蜂の供給事業を引き継ぐ際、川平さんが、平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」や平成21年7月1日付「業務提携契約書」を見たことがないというのは、全く事実と異なります。

その後も、川平さんが係長を退くまで、何度もホテル館でお会いしておりますが、いつも優しく、私がイノリー企画として能登町事業に関与していることを前提に「大丈夫ですか」と声を掛けて下さり、お気遣い頂いておりました。」

4 イノリー企画に便宜を図ったことはなく一方で被告は利益を得ていること

(1) イノリー企画の事業場所

被告は、イノリー企画が税務署に届出た開業届の事業所の住所にホテル館の住所が記載されていたことをもって、原告がイノリー企画に便宜を図ったと主張する。

しかしながら、駒野氏が、イノリー企画の住所としてホテル館を記載したのは、提出の際、ボランティアとして主にホテル館で活動していたため

という事情からであり、実際に、ホテル館を事業の拠点としたことはなく、便宜を受けた事実はない。

実際、イノリー企画は、武蔵野種苗園から、平成23年4月及び5月にかけて引継ぎ作業を行っており、原告の知人で事情を聞いて協力を申出てくれた不動産業者から格安で、ハチの飼育場所を借り受けることができたのであって(甲144)、ホテル館において、能登町に供給するハチを飼育したことはない。

そして、税務署へ届出していた事業所の住所についても、速やかに変更の届出を行なっているのである(甲148)。

したがって、イノリー企画の開業届の提出当時、駒野氏がホテル館でボランティア活動をしていたことから、一時的に、その書類上の住所をホテル館としただけで、その住所地の記載は、何ら実体を伴うものではなく、速やかに変更されているのであって、かかる経緯から、原告がイノリー企画に便宜を図ったと評価することはできず、ましてや、懲戒処分理由とはなりえない。

(2) 女王蜂の販売価額の下落により利益がほとんど無いこと

武蔵野種苗園は、能登町に対して、女王蜂1匹当たり7,000円(税別)で販売していたものであるが、能登町は、平成23年4月1日以降の事業本格化を見据え、武蔵野種苗園の後任から購入する販売価額の大幅な値下げを要求し、1匹当たり4,500円(税別)にするよう求めていた(甲118の8頁)。

イノリー企画の駒野氏は、もともと、被告ホテル館のボランティアであり、商売人ではなく、武蔵野種苗園の営利を求めて後任を引き受けたのではないのであって、能登町のため、さらには、能登町の事業に協力している被告のために、ボランティアの一環として後任を引き受けたに過ぎない(甲119の4頁)。

かかる経緯で後任を引き受けた駒野氏としては、価格交渉をすることなく、能登町の要求額にしたがって売買契約を結んだものであり、その後、能登町に対する売上げは、人件費その他の実費で全てなくなってしまい、

利益はほとんどなかったという。

イノリー企画が武蔵野種苗園の事業を引き継いだ経緯や、引き継いだ事業の実績からして、実際にイノリー企画駒野氏が行っていたのは、ほとんど営利性はなく、能登町の事業のための慈善活動であったといえる。

(3) 被告は経費削減による利益を受けていること

一方で、被告は、能登町の事業へ協力することを通じて、多大な利益を得ていたものである。

具体的には、以下の証拠から明らかなおり、被告が、クロマルハナバチ飼育の過程でできた用土を、ホテル飼育のためのろ過材（「水質調整剤」や「水質調整ろ材（エーハイサブストラット）」）として利用し、ホテル飼育のための経費削減の利益を受けている。

ア 川平係長の事情聴取調書（乙43の5頁）

木曾課長の質問「イノリー企画は能登町から利益を得ており、それを蜂の飼育代にしていたとのことである。これによって区は、資材等で利益があり、3年間で800万円の利益があったのでやっていたと主張している。本人は決して自分の懐には入れていないと言っている。」に対して、川平係長は、「確かに、資材は減らしていった。それは区のシーリングがあったので、現場で話し合って、蜂のフェロモンが土壌にすごく効くようになったので、除菌のための資材は入らなくなったということで減らした。これで設けたからという話はなかった」と回答し、現場すなわちホテル館で話合って資材を減らしたと回答している。

また、木曾課長の「具体的に減らしたのは薬剤とかる過の資材ということか」という質問に対して、川平係長は「そうである。」と回答している。

イ 議会議事録（甲143の23頁）

平成24年10月31日の決算調査特別委員会において、はぎわら洋一議員が「クロマルハナバチのおかげで、板橋区のホテル生態館の水質調整、または水質ろ過材、こういうものが不要となって、予算も約80

0万円削減することができたというようなことも、すごいことだなというふうに思いました。」と発言したのに対し、被告ホテル館所管課である資源環境部大迫長（当時）が、「クロマルハナバチによる水や土の浄化に取り組むことによりまして、ただいまお話がありましたように、それまで利用していたろ過材、または水質調整剤に頼ることが減り、経費も削減できました」と答弁している。

ウ 板橋区施策評価書（甲55の6頁）

ホテル飼育施設管理運営費の「平成23年度総事業費実績」について、「49,782千円」、「平成24年度計画」について「47,203千円で、2,579千円の減」とされ、その経費削減の主な要因として「用土、ろ材他消耗品等△4,539千円」と、具体的な数値が記載されている。

すなわち、被告においては、能登町によるハチの飼育販売事業が始まり、イノリー企画が能登町に供給する蜂の飼育を始めた頃の平成23年度頃以降、クロマルハナバチ飼育によってできる蜂のフェロモンが付着した用土をホテル飼育に利用することにより、約800万円もの経費削減という利益を得ていたのである。

そして、当時、被告が利用していた用土は、イノリー企画から、定期的に無償でもらい受けていたものである（甲119の5頁）。

したがって、能登町が、採算性等の理由から事業の休止に至り、イノリー企画もほとんど利益がなかった一方で、被告は、能登町の事業に協力支援することにより、何ら不利益を受けることも責任を追及されることも負担を強いられることなく、逆に多大な利益を得ていたのである。

第2 小山町にかかる処分理由について

1 はじめに

以下の2から4で述べることからすれば、被告は、要綱が制定され、ホテル再生事業に関して特許権実施料を徴収することになった以降も、対価を得ることなく、特許を用いて国内外の多数の場所に原告を派遣してホテル再生支援を行ってきたことが認められる。

そして、このことを踏まえると、5で述べるように、被告は小山町に対して特許権実施料を取得することなく特許を使ってホタル再生の支援を行うことを決定し、原告を派遣したことが認められるのであり、原告が上司に判断を仰がずに、原告の判断で小山町の特許権実施料を免除した事実は認められないのである。

また、5で述べるように、原告が、(有)ルシオラの主任技術者に就任した事実もなく、被告は(有)ルシオラの設立経緯から(有)ルシオラがホタル再生事業に関係していることを認識しており、原告が小山町に(有)ルシオラを紹介したことには合理的理由があることからすると、小山町に関する処分理由は、いずれも懲戒免職処分を正当化する根拠とはならない。

2 ホタル累代飼育特許を使用したホタル再生事業実施に関する被告の認識

(1) 板橋区議会議事録

ア 2010(平成22)年10月25日 決算調査特別委員会 区民環境分科会(甲143号証④)

杉田ひろし議員は、2010(平成22)年10月25日 決算調査特別委員会 区民環境分科会において次のように述べた。

「聞いたところによりますと、飼育方法も特許を板橋区のほうで取得をしているということで、100ヶ所ぐらいでしょうか、また国外のほうでもそういった自然の川に応用してホタルの飼育をしているという話も聞いたことがあるんです」

被告の議会において、被告のホタル累代飼育特許に起因して、国外も含めて100か所ほどホタル再生事業が行われたことを議員から提示されており、これについて被告からは何ら異なる認識が示されておらず、修正する発言もなされていない。

イ 2010(平成22)年11月1日 決算調査特別委員会(甲115号証、甲143号証⑤)

田中やすのり議員は、2010（平成22）年11月1日 決算調査特別委員会において、次のように述べた。

「ちなみに板橋区がほかの自治体とかほかの公園のために、蛍の再生事業やってあげてるんですね。例えば学校でいうと大田区の矢口西小、葛飾区の堀切小、中央区の城東小学校、公園でいうと京都の宇治市植物園とか朝霞の滝の根公園というところもやっていますし、福生のほたる公園というところもやっています。ほかの自治体の再生事業やってあげてるのに、板橋区の公園とか学校にやらないというのはやはりおかしいなと思います。」

被告の議会において、被告が、大田区立矢口西小学校、葛飾区立堀切小学校、中央区立城東小学校、京都府宇治市植物園、埼玉県朝霞市の滝の根公園、福生ホテル公園でホテルの再生事業を行ったことが指摘されており、これに対して被告からは、異なる認識を示されておらず、修正する発言もなされていない。

また、京都府宇治市植物園、埼玉県朝霞市滝の根公園は、特許権実施料を支払い、被告が有償で支援しているものの（乙50号証23番、3番）、大田区立矢口西小学校、葛飾区立堀切小学校、中央区立城東小学校、京都府宇治市植物園、福生ホテル公園は、特許権実施料を支払っておらず、被告は無償で支援を行っているが、これらの有償か無償かについては特段区別することなく同列に支援した箇所として説明されている。

ウ 2011（平成23）年3月17日 予算審査特別委員会（甲143号証⑧）

当時の資源環境部長である大迫俊一氏は、次のように述べている。

「・・・まず初めに蛍の国内外での評価と、板橋区以外の自治体での展開ってことでございます。まず、飼育技術でございますが、これは蛍累代飼育システムのその方法という国内技術特許を取得してい

ることが大きな評価ではないかというふうに考えております。また、その技術は、蛍が自分のみずからの力で世代交代ができるというふうな環境をつくるために、水の浄化作用、また土壌環境整備を再現した生態系を保持する仕組みでございます。」

「平成20年に韓国の河川で蛍の再生を実現したのが実態でございます。」

「国内におきましては、大田区以下5つの小学校において、ビオトープの蛍の生育を板橋区の技術指導及び支援のもとで行っておりまして、そのほかこちらの小学校において、環境自然をテーマとした授業も担っているところでございます。」

「また、国内の三重県の五十鈴川、山形県の小牧川、ここら辺においても蛍の再生の実現がなされ、また山口県下関の豊田では、蛍の自然発生の実現と、また蛍ミュージアムでの生体スイソ(原文ママ。(水槽)の意味と解される。)の展示がなされているところでございます。」

被告の議会において、原告の上司であるホタル再生事業を扱う主管課の資源環境部長の地位にあった大迫氏が、被告の特許技術：ホタルの累代飼育システムの方法が大きく評価されていると言及したうえで、韓国の河川で蛍再生が実現されたこと、大田区以下5つの小学校でビオトープの蛍生育が被告の技術指導及び支援のもとでなされたこと、同様に、三重県五十鈴川、山形県小牧川においてもホタルの再生事業がなされ、山口県下関市豊田町において、ホタルの自然発生と生態水槽の展示がなされていることを説明した。

なお、山口県下関市豊田町からは、特許権実施料を取得して有償で支援がなされているが(乙50号証9番)、韓国、大田区以下5つの小学校、三重県五十鈴川、山形県小牧川は特許権実施料を支払っておらず、

被告は無償で支援を行っている。被告は、有償か無償については特段区別することなく同列に支援した箇所として扱っているうえ、特許技術を使用してホタル再生の技術指導・支援を行ったことが説明されている。

(2) ホタル飼育施設管理日誌の記載

ア 韓国 LG 電子

ホタル飼育施設管理日誌には、韓国 LG 電子のホタル再生事業に関して、以下の記載が見られる。

平成17年9月2日（甲63号証の1）

「LG 電子 李副社長他1名 韓国ソウル市内でホタル復活」

平成19年5月28日（甲63号証の2）

「LG 電子李社長他1名 韓国ソウルにいてへイケボタル生態槽設置について」

平成19年11月2日、3日（甲63号証の3）

「阿部早朝点検後韓国に出張 LG 電子→22:30 帰国ホタルいり」

平成19年11月14日（甲63号証の4）

「2時30分区長室 坂本区長・森田部長韓国 LG・マルハナバチについて報告」

平成19年11月19日（甲63号証の5）

「LG 電子ジャパン 蘆部長発明に関する契約について」

平成20年12月4日（甲63号証の6）

「韓国 LG 李部長他2名へイケボタルの飼育について」

平成21年4月11日（甲63号証の7）

「阿部韓国 LG 電子クオンジャンホタル再生4/11～4/13 届け済」

この点、当時原告の直属の上司であった川平氏は、法廷において、韓国では、無償でホタル累代飼育特許を使用してホタル再生支援がなされたことを証言した。

他方で、被告は「LG 電子から本件特許発明の実施に関して派遣依頼を受けたことも、被告の特許権は日本国外では適用されないとの判断の下、無償でホタルの飼育支援に応じることを決定したこともない」と主張していたが（被告準備書面（4）10頁）、川平氏がホタル累代飼育特許を使用して無償でホタル再生支援を行った事実を認めているのであり、被告の主張が破たんしていることは明らかである。

イ 大田区立矢口西小学校

ホタル飼育施設管理日誌には、大田区立矢口西小学校のホタル再生事業に関して、以下の記載が見られる。

平成20年11月13日（甲71号証の1）

「大田区役所教育委員会事務局総括課長石井和雄他4名 大田区立矢口西小学校長大木氏ホタルについて」

平成20年12月15日（甲71号証の2）

「大田区矢口西小学校ホタル生態について」

平成20年12月16日（甲71号証の3）

「大田区立矢口西小学校ホタルの生態について」

平成21年3月12日（甲71号証の4）

「大田区立矢口西小学校ホタル幼虫放流式 AM10:00～」

平成21年10月20日（甲71号証の5）

「大田区立矢口西小学校内ホタル水路点検指導等」

平成22年5月18日（甲71号証の6）

「大田区立矢口西小学校篠塚ホタルの会会長他6名ホタル生態槽について」

平成22年6月8日（甲71号証の7）

「矢口西小学校（大田区）篠塚会長校内のホタル水路について」

平成22年12月1日（甲71号証の8）

「大田区立矢口西小学校せせらぎ点検検査 AM11:00～PM2:00」

また、おおた区報平成21年4月1日号（甲155号証）には、せせらぎ制作の様子が納められた写真、及び次の記載が見られる。

「矢口地区では、16年前に有志の方々が「矢口ホタルの会」を立ち上げ、平成7年からは矢口西小学校に飼育小屋を置き、ホタルの羽化に挑戦してきましたが成功しませんでした。しかし、何としても地域で卵から育てたホタルを見せたいという皆さんの熱意もあり、小学校の改修工事に合わせて校庭に蛍の飼育施設を作ることになりました。3月7日には、地域の子どもたちも参加してホタルの幼虫を育てるせせらぎ作りが行われました。」

「ホタル飼育施設の特許を持つ板橋区の阿部さんたちの指導でせせらぎの土手に苔を張りました」

写真には、まさに水路を制作する様子が映されており、右下の白いキャップを被っている人物が原告である。

この点、川平氏は、法廷において、桑子所長と原告とともに、大田区立矢口西小学校に行き、原告が指導して制作されたせせらぎを確認したことを証言した。

ウ 三重県伊勢市五十鈴川・伊勢神宮

ホタル飼育施設管理日誌には、三重県伊勢市五十鈴川のホタル再生事業に関して、以下の記載が見られる。

平成21年9月4日（甲72号証の1）

「伊勢市赤福服部氏五十鈴川でのホタル再生について」

平成21年10月4日（甲72号証の2）

「阿部 伊勢市」

平成21年12月22日（甲72号証の3）

「伊勢福橋川氏他3名伊勢神宮・五十鈴川ホテル再生について」

平成22年3月7日（甲72号証の4）

「伊勢神宮五十鈴川午前7時から午後10時」

平成22年5月10日（甲72号証の5）

「伊勢現地指導午前6時から午後4時」

エ ホテル施設管理日誌の性質

山崎氏は乙65号証の陳述書において、ホテル飼育施設管理日誌の性質について次のように述べている。

「平成15年度の区の定期監査においてホテル施設での一日の業務を把握できるように日誌等の作成による適正な施設管理についての指導を受けました」（4頁）

「私は、上記監査の指導に基づき、平成16年度からは、ホテル施設職員に、1日に何をしたのか記載・提出するようにしました。」（4頁）

「ホテル飼育施設管理日誌」は業務に関して作成されたものではありません」（5頁）

また、山崎氏は、平成17年1月21日のホテル施設管理日誌（甲第151号証の4）に、下記のように自ら記載内容を確認してコメントを書き加え、記載箇所に、決済欄の捺印とは別に、押印している。

「区職員より「エコポリ所長ホテル全滅を願っているから警戒するように」と連絡が入る」（原告記載）

「事実に基づかない情報（うわさ等）の記載は必要ないと考える」（山崎氏記載・押印）

なお、ここでは詳細を示さないが、ホテル施設管理日誌と同様に業務実績報告書にも、ホテル再生支援箇所に関する記載がなされている（甲

100号証～105号証)。

オ まとめ

以上からすると、ホテル施設管理日誌は、原告の業務内容を把握して管理する目的で作成されたものであり、所長、係長が、記載内容を確認し、事実と異なる記載があれば、コメントを記すなどしていたのであるから、内容を閲覧し確認しておきながら、特段の異議や問題指摘をしていないということは、その内容について承認していたことを意味することは明らかである。

すなわち、被告は、ホテル施設管理日誌を通して、原告が国内外で多数のホテル再生支援場所に赴いて特許を使用して支援を実施していることを認識しており、無償で行われていることももちろん承認していたものである。

(3) ホテル再生事業において特許を使用すること

川平氏は、法廷において、ホテル再生事業には、特許を使用する場合と使用しない場合とがあり、累代飼育を希望する箇所と希望しない箇所があったかのような証言をした。

しかし、ホテルが飛翔する環境の構築を希望しているものの、累代飼育がなされるほどの環境は求めないということは、常識的に考えて不自然かつ不合理であり、累代飼育技術を使用せずにホテル再生支援を希望するということは考えられない。

また、被告の特許は、ホテルの累代飼育システムの方法であって、その対象が、自然の河川であるか、すでに人工的に制作されている水路であるか、これから新規に制作される人工的な水路であるかとは、無関係である。

既存の水路をホテル累代飼育が可能となるような環境に整える場合にも特許技術を使用することになるのであり、原告がホテルの累代飼育が可能である環境を構築するよう指示、指導して生態水槽又はせせらぎを制作すれば、特許権を行使することになる。

したがって、発明者である原告がホタル再生支援に関与する以上、ホタル再生事業を行う場合に、特許権を使用しないということは考えられないのであり、特許権を使用する場合と使用しない場合がある旨の川平氏の証言は不合理であって、信用できない。

(4) 特許料実施料を取得した案件は25件に限られること

被告が特許権実施料を取得してホタル再生支援を実施した箇所は、25件に限られている（乙50号証）。

そして、すでに述べた通り、板橋区議会において、被告が国内外でホタル再生支援を100カ所ほど実施していることが言及された。議会で言及された以下の具体的な場所は、乙50号証の特許権実施料取得支援先リストに含まれておらず、特許権実施料を取得していないことは明らかである。

- ・韓国LG電子
- ・大田区立矢口西小学校
- ・葛飾区の堀切小学校
- ・中央区の城東小学校
- ・福生のホタル公園
- ・三重県の五十鈴川
- ・山形県の小牧川

(5) 小括

以上の通り、板橋区議会での議員及び資源環境部長の答弁内容、ホタル飼育施設管理日誌、業務実績報告書等からすれば、被告が、被告の取り組みとして、国内外の多数の場所でホタル再生支援事業を行ってきたこと、特許権実施料を徴収するようになった以降も無償で支援をする場合があったことを認識しかつ承認して、原告を現場に派遣していたことは明らかである。

3 原告が上司と連絡を密に取り合っていたこと

(1) 板橋区議会議事録

2009（平成21）年3月10日予算審査特別委員会区民環境分科会において、当時のエコポリスセンター所長である岩倉俊明氏は、原告がいるホテル飼育施設との連絡、やり取りについて、次のように述べている（甲143号証③）。

「エコポリスセンターとホテル飼育施設につきましては、日常でも連絡を取り合っておりまして、例えば水が少し漏れているよとか、あとちょっと複写機の具合が悪いよ、とかそういう話はさせていただいておりますので、特に意思疎通が悪いということは考えておりません」

(2) FAX連絡文書

ア 2009年7月22日、当時原告の上司である川平氏から原告あてのFAX連絡文には次のような記載がある（甲81号証）。

「ホテル施設阿部様 エコポリ川平
・telしました件です。よろしくお願ひします。
7/22 10:21 総務課 秋葉総務係長より
沼田市交流推進課長から
市民グループがホテルを再生育成したいとの話があり
ホテル飼育施設を視察したいが？との話があった
0278-23-2111 沼田市役所
飯田交流推進課長と連絡とって欲しいとのことでした
7/30 10:30ころ 2名来所予定
金子千明様 と1名（老神温泉で宿を営業）」

イ 2007年9月7日の川平氏から原告宛てに送られたFAX送付状には、次の記載がある（甲82号証の1）。

「【件名】高島養護学校見学の件」

「高島養護学校から電話とFAXありました。本日（9/7）所長出張のため決裁できませんが、内容として問題ありませんので学校にはOKを出しておきます よろしくをお願いします

※長岡市役所の感謝状の件は「9月27日（木）で」と栃尾支所松平課長に連絡済みです。

※昨日預かりました試験関係の書類は所長に提出済みです。」

ウ 2001年11月6日の原告宛てに送られたFAX文書には次の記載がある（甲91号証の3）。

「11月8日、PM3時から「文京区公園緑地課長」「維持係長」が来所します。エコポリスセンター経由でホテル施設へ向かいます。対応を宜しくをお願いします。田村所長も同行する予定です。」

つまり、他の自治体の課長、係長がホテル施設を訪問する際に、エコポリスセンターの係長、所長が同席していたことを示すものである。

(4) ホテル施設の電話番号の非公開

川平氏は、法廷において、ホテル館の電話番号は非公開であり、初めて連絡してきた者に対して直接、ホテル施設の電話番号を伝えることはない旨証言した。

(5) 小括

以上からすると、エコポリスセンターとホテル施設の場所は離れていたが、日々、電話やFAX等を通じて、業務に関して連絡を取り合っていたのであり、エコポリスセンターに対してホテル施設の視察依頼があれば、エコポリスセンターが原告に視察依頼があったことを連絡していたのであり、他の自治体から視察が来る場合には、係長、課長レベルでもエコポリスセンターの所長が同席して対応していたことが認められ

る。

したがって、町長がホタル施設を視察して原告の話を聞きたい旨の連絡がエコポリスセンターにあった場合に、ホタル館の電話番号を伝えるのみで、エコポリスセンターがそれ以降何ら関与しないことはありえないのであり、ホタル再生支援事業に関して、エコポリスセンター係長と原告は日ごろから密に連絡を取り合っており、被告が、原告がどこで、いつ、ホタル再生支援を実施しているかを把握していたことは明らかである。

4 ホタル再生事業は有償無償に関わらず休暇・休務で対応してきたこと

(1) 特許料取得案件でも有給「休暇」で出向していること

特許料を取得した静岡県御殿場市所在の株式会社時之栖（乙50号証・24番）のホタル再生事業に関して、ホタル飼育施設管理日誌には次の記載が見られる。

平成19年1月15日（月）（甲73号証の2）

「御殿場時之栖ホタル生態水槽設置場所確認AM11:30～PM6:00」

平成19年2月18日（日）（甲73号証の4）

「御殿場「時之栖」生態水槽設置午前9時～午後5時（休暇届け済）

また、特許料を取得した神奈川県足柄市郡箱根町所在の株式会社豊栄荘（乙50号証・20番）のホタル再生事業に関して、ホタル飼育管理日誌には次の記載が見られる。

平成18年7月19日（水）（甲110号証）

「午前10時～午後4時 休暇届け済・箱根湯本「豊栄荘」ホタル生態水槽について」

月曜日は原告の休務日に当たるところ、原告は、特許権実施料を取得

している案件についても、休務や休暇で対応しており、公務による出張扱いを受けていない。

この点、被告は、特許権実施料を取得して行ったホテル再生支援についての原告派遣は、公務による出張として取り扱っている旨主張するが（被告準備書面（3）37頁）、上記の通り、休暇日や休務日で対応されていることからすれば、公務による出張扱いではなかったことは明らかである。公務による出張扱い以外の休暇日や休務日になされた派遣については、被告の事業ではなく、原告の個人対応である旨の被告の主張は破たんしている。

(2) 板橋区議会議事録

2009（平成21）年3月10日予算審査特別委員会区民環境分科会において、熊倉ふみ子議員は、次の通り質問している（甲143号証③）。

「この一人の職員がずっと飼育をやっているわけですがけれども、聞いたところによると、休みもとれずにとというか、とらないとというか、どう表現していいかわかりませんが、この方の勤務実態についてはどのように把握されておりますか。」

これに対して、当時のエコポリスセンター所長である岩倉俊明氏は、次のように回答している。

「勤務実態につきましては、確かに休みも、基本的には休暇はなくて、出してもらっております。と。」

さらに、当時の資源環境部長である吉田昌弘氏は、次のように回答している。

「休みもとれない実態の中で、一人の職員に今業務が集中していると

いうことでございます」

(3) 小括

以上からすると、2009年3月当時、原告が休みもなく働くような状態で勤務していることを、被告は認識していたうえ、特許権実施料を取得したホテル再生事業案件についても、休暇日や休務日に対応していたことが明らかであり、休暇日や休務日に対応していること自体が被告の業務に基づく派遣を否定するものでないことは明らかである。

ホテル再生支援事業は有償無償案件を問わず、原告は、ほとんどの場合、休務日や休暇日に対応するよう指示されていたのであり、その結果、原告は休暇がないような状態で、ホテル施設の職務、ホテル再生の事業を担ってきたのであり、被告もこれを認識していたことは明らかである。

5 小山町に関する懲戒処分説明に理由がないこと

(1) 被告は小山町のホテル再生に関して、無償で原告を派遣したこと

以上2～4で述べたことに加え、以下に述べるところからすれば、被告が小山町に対して無償でホテル再生を支援することとして、原告を派遣したことが認められる。

ア 小山町からエコポリスセンターに電話があったこと

被告が平成23年9月29日に町長とともにホテル館を訪問した小山町の湯山氏に対して事情聴取を行った内容をまとめたという事情聴取報告書によれば「板橋区エコポリスセンターに架電し、ホテル館の電話番号を教えてもらい、原告阿部に直接連絡し、平成23年9月29日に視察することとした」とある(乙52)。

まず湯山氏がエコポリスセンターに連絡していることからすると、湯山氏は、小山町がホテル飛翔の環境づくりを構築したいという政策を掲げており、ホテル飼育に実績のあるホテル館を町長自ら視察したいと希望している旨を伝えたはずである。

川平氏は、法廷において、ホテル施設の電話番号は非公開であり、初めて連絡してくる者に対しては、ホテル館の電話番号は伝えていない旨

を証言した。そして、上記3の通り、エコポリスセンターにホテル視察の依頼があれば、川平係長らが原告に視察依頼があった旨を伝えることが慣例であったことからすると、エコポリスセンターが電話連絡を受けた以上は、必ず、エコポリスセンターから原告に小山町の視察依頼があることを連絡したはずである。エコポリスセンターは、ホテル館の主管課なのであり、ホテル館視察依頼を把握し原告に連絡することは、エコポリスセンターの業務なのであるから、小山町からホテル館の視察依頼の連絡を受けていながら、エコポリスセンターがその旨を原告に連絡しないはずがない。つまり、エコポリスセンターは、小山町のトップである町長がホテル館の視察を希望していることを認識していたのであり、町長が訪問する以上、原告だけでの対応は不十分であるとして、所長、係長が挨拶だけでも小山町長を迎えるべく、彼らもホテル館に立ち寄ったのである。

川平氏は、ホテル館に行き小山町長らを出迎えていたことを認めてしまえば、川平氏自身も小山町のホテル再生事業を認識していたことになり、自身に対しても火の粉が飛び被告から責任追及を受けるおそれがあるなどと危惧し、あえて虚偽の証言をしているとしか考えられず、この点にかかる川平氏の供述は全く信用できない。

イ ホテル施設管理日誌、業務実績報告書

そして、ホテル施設管理日誌においては、小山町町長がホテル施設を訪問したことや、原告が小山町を訪問したことが記載されており、係長や所長において閲覧がなされていた。

平成23年9月29日（甲106号証の1）

「静岡県小山町町長他1名 ホテル飼育について」

平成23年10月13日（甲106号証の2）

「静岡県大山町（原文ママ）現地調査午前6時～午後2時」

平成23年12月26日（甲106号証の3）

「静岡県小山町長部課長他8名ホテル再生について」

平成24年2月13日（甲106号証の4）

「静岡県小山町町長他4名 ホタルについて」

平成24年2月26日（甲106号証の5）

「静岡県小山町ホタル再生」

平成24年3月21日（甲106号証の6）

「静岡県小山町 ホタル生態について」

また、業務実績報告においても、記載がなされており、係長や所長において閲覧がなされていた。

平成24年3月1日付報告書（甲104号証の1）

「御殿場市小山町 ホタル水路の調査2月13日午前10時～午後4時」

「御殿場市小山町 ホタル水路の手直し2月26日午前9時～2月27日午後3時」

平成24年4月1日付の報告書（甲104号証の2）

「静岡県小山町 ホタル生態について 3月21日午前9時～午後3時」

ウ 当時川平氏らは原告に全く町長訪問の件を確認していないこと

川平氏は、ホタル施設管理日誌の記載を後日確認したものの、町長訪問の記載を踏まえても、特段原告に確認することはなかったと証言した。

また、川平氏のほか所長も誰も、日誌で町長が来館したことを確認しているにもかかわらず、原告にこれほどのような視察だったのかと確認していないのである。自治体のトップである町長がホタル飼育に関してホタル館を視察しているのであるから、仮に、エコポリスセンターがこの訪問を事前に知らなかったのであれば、日誌を確認した段階で、特許権実施料を徴収できるか否か等について関心を持ったはずである。しかし、小山町の町長訪問について全く不問にしているということは、川平氏は特許権実施料に関して把握することを業務として怠っていたか、あるいは、川平氏やエコポリスセンター所長は、小山町の町長がホ

タル館を訪問していたことを認識していたかのどちらかでしかない。しかし、川平氏が業務を怠っていたならば、川平氏も処分されていてしかるべきであるが、川平氏は何ら処分されていない。つまり、川平氏は小山町長が訪問したことを知っていたのであり、その後原告が小山町に現地調査に行ったことや、ホテル水路の制作に携わることを何ら問題視していなかったのである。

エ 派遣依頼文

小山町は、東京都板橋区長あてに公印が捺印された「平成23年度多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託事業に伴う職員派遣について（お願い）」依頼文書を作成している（甲42号証）。もともと原告が、被告に無断で小山町に無償でホテル再生支援をしようとしていたのであれば、かかる公文書を作成するよう小山町に指示する必要もなく、むしろ証拠が残るようなことは避けようとするはずであるから、原告に送付させる目的で作成されたものとは考えられない。つまり、この公文書は、本文にある通り、板橋区に対して原告を正式に派遣してもらうために、板橋区長あてに作成されたものであり、板橋区がこれを確認していないはずはないのである。

オ 原告に経済的利益がないこと

小山町から特許権実施料を取得すれば、原告にも、発明者としてその一部が付与されるのであり、原告にとっては、特許権実施料を取得したほうが個人的な利益にかなうものである。しかし、原告は無償で実施しているのであり、あえて個人的利益から無償で実施する必要性も動機もない。このことは、平成14年1月以前からホテル再生の相談を受けた箇所からは、特許権実施料を徴収しないという被告の定めたルールを原告が忠実に守っていたことを裏付けるものである。

カ 小括

上記2～4で述べた通り、被告は、特許権実施料を徴収するようになった以降も、無償で特許権の技術内容を使ってホテル再生支援を行っていたこと、川平氏及び所長は小山町長がホテル施設を視察することを知っていたとしか考えようがなく町長を出迎えたこと、川平氏や所長らが

その後の小山町と原告のやり取りの経過を日誌等を確認して認識しつつも全く問題視していないこと、板橋区長あての派遣依頼文があること、原告には無償で行う動機はないこと等からすれば、被告が小山町に対して無償でホタル累代飼育の特許権を使用して、ホタル再生支援を行うことを決定したのであり、被告の事業として原告を派遣し、ホタル水路制作に携わらせたことは明らかである。

(2) ㈲ルシオラの主任技術者就任はないこと

業務代理人等通知書には、「1 業務委託の名称」という項目には「平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託」とあり、「4 業務代理人等の氏名」という項目の表の縦欄には「業務代理人」「主任技術者」とあり、横欄には「職」「指名」「経歴等」とあり、「主任技術者」の「職」の欄には「板橋区ホタル生態館館長」とあり、「氏名」の欄には「阿部宣男」とある(甲41号証)。この記載からすれば、主任技術者とは、平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託の主任技術を担う者であって、それが原告であり、その職は板橋区ホタル生態館館長であることが認められるにすぎない。つまり、この文書から、原告が㈲ルシオラの主任技術者に就任した事実は認められないのであり、そのほかに原告が㈲ルシオラの主任技術者に就任した事実を認める証拠もない。原告が㈲ルシオラの役員や顧問等になった事実、報酬を受けた事実を認める証拠もない。したがって、原告が兼業許可を取得する必要性はなかったのである。

(3) ㈲ルシオラを小山町に紹介したことに合理性があること

そもそも㈲ルシオラは、被告では手配することができない、ホタル再生支援を実施する際に必要となる材料や人員の手配を担うことを目的の一つとして設立されたのであり、設立資金は板橋区有力者の中村一雄氏が出資し、設立にあたっては板橋区長の意向も反映されていた(甲117号証)。この点、被告は、これに反する中村一雄氏の認識を聴取したとして、電話聴取メモを提出したが(乙65号証)、原告の追い落としを行った山崎氏が作成したものであり、客観性が担保されておらず、信用するに値しない。

そして、(有)ルシオラは、ホタル再生に必要な材料を全てそろえることができる事業者であり（甲39号証）、原告がホタル再生希望者に(有)ルシオラを紹介することには合理性があり、非難されるべきものではない。

6 まとめ

以上述べたところからすると、小山町にかかる懲戒処分説明は、免職処分を支える合理性は認められない。被告は、ホタル再生支援事業を被告の“売り”として長く誇るべき実績として自ら評価してきたのであり、公益的見地からも、平成14年1月1日以降も、無償で実施することを認めてきたのであり、小山町に対するホタル再生支援も例外ではないのである。

第3 被告が当初懲戒に持ち込もうとしていたいくつかの虚構の事実について

1 はじめに

(1) 被告資源環境部が想定していた事故報告書等

本件で被告はどんな理由によっても懲戒免職に追い込む姿勢で臨んでいたことは明らかであり、最終処分理由に理由がないことは明らかであるとともに、それまでに考慮されていた事項が懲戒処分に向けて考慮された（いわゆる他事考慮）であることも明らかである。

懲戒処分に向けられた明示的な書類として、最初のものは平成25年9月26日付けの事故報告書である（甲134）。

甲134の前には甲141が板橋区の決済に回っており、事故報告書が9月18日に起案されていることがわかる。

(2) 事故報告書の内容

甲134の体裁から明らかなように、この事故報告は刑事事件に関連する事実を挙げて、非違行為を問題にしようとしているものである。

刑事に関連しうる事実として証拠上検討しうる事項として以下の3点が考え得る。①むし企画との間の業務委託料の不正取得、②ホタル施設で飼育しているハチの販売による経済的利益の不正取得、③ホタル再生事業における経済的利益の不正取得である。

なお、この事故報告書の内容について、山崎証人は「忘れた」として一

切答えなかった。これほど重要な案件で、しかも当時から問題とされ紛争になっている本件について、忘れることなどあり得ない。

いずれにせよ、事故報告書の内容が上記①乃至③のとおりかどうかは別として、被告が原告を横領・背任・詐欺などの刑事的問題によって処分を目指していたことは間違いのない事実である。その事実がなんであったのか以下明らかにして、それら事実がいかに間違っていたか、そしてその挙げられた事実が山崎資源環境部長や、井上課長によって拡散され、これによって事実が印象付けられ処分結果に影響を与えたかを証拠に基づいて分析する。

2 委託料の詐欺等による不正取得

ここで委託料とは、被告板橋区とむし企画代表高久氏との間の、ホテル館に関する業務委託料である。業務委託料は年間約1400万円以上に及んでおり、山崎部長・井上課長は、この業務委託料に関して原告と高久氏が詐欺の共犯であること等を疑っていた。

この疑いを抱いていたことは、以下の関係各証拠から明らかである。

(1) 平成25年8月26日高久氏事情聴取（甲129）

山崎部長と井上課長が、業務委託料を原告がその一部を権限なく不正に取得していたと考えていたことは、平成25年8月26日の高久氏に対する事情聴取における同氏らからの質問に端的に現れている。

同日の聴取記録（甲129）13頁には、山崎部長の発言として

「あまりにも人数が減っちゃっている。その差額はどうした」（13頁下から3行目）「（契約の金額が）私が見た感じでは適正には思えない」（14頁一番目の枠の下から5行目）とあり、

次に、井上課長から

「これ以上傷口…」（15頁）という表現があって、「傷口」と両氏が想定しているものが存在することが明らかにされ、これに続いて山崎部長は、「やってないものに対しそれを知っててずっと区からやったごとく、ずっと金をもらっている代表ですからね。代表の責任っていうのは重い… 一般的に言うと例えば罪、罰にあたる行為…例えば背任とかね、詐

欺まで行くかどうかわからない…差額の収益を得てて改善しなかったと、で、それを高久さんが全部握っていた訳じゃないのは分かっている」とし、続けて「誘導するわけじゃないけどね…身を守るんだったら、誰に頼まれたとかね、誰、例えば、今の話のなかで言うとなね、小舟さんと阿部さんですよ。どっちかですよ。」(16頁)と発言している。

この山崎・井上両氏による事情聴取は、高久・原告の両者の間に「傷口」があり、その傷口は「罪、罰にあたる行為」であり、「詐欺」等を想定していること、つまり、原告が高久氏から委託料を回してもらい不正に利益を得ているという推測に基づいて聴取していることが合理的に推認できる。なお、最後のところに出てくる小舟氏は、高久氏の前の受託者であり、平成25年当時は受託業務に一切関与しておらず、山崎部長らが小舟氏の関与を疑うことはあり得ない。

(2) 高久事件被告第1書面(甲132-1) 11頁

別件の高久氏の訴訟の中で被告が提出した書面(甲132-1)においても、上記に述べた点を被告自ら自認している。

つまり、その準備書面11頁において、被告が自ら委託費の流れに不審があったことで警察に相談しているということを表明しているのである。

「平成25年9月17日、山崎部長らは本件業務の履行状況及び委託費の流れについて不審な点が多々見られたことから、板橋警察署に相談に赴き、上記聴取状況等について説明した。」

これは、まさに平成25年8月26日から9月10日に至る電話での聴取を含む高久氏への3回の聴取も踏まえた段階で、「委託費の流れについて不審な点が多々」存在したというのであり、その内容は警察に相談する次元の話、つまり刑事上の問題がある事実として捉えているのである。しかも、この翌日の9月18日には山崎部長は事故報告の起案をしている(甲141—この日に起案している事実は山崎証人は法廷で認めた)。

この文脈と経過に鑑みて、事態を合理的に分析すると、業務委託料を原告が自分の懐に不正に領得していたという事実を山崎・井上両氏が疑っていたこと、そして、そのことについて事故報告書に記述したことは100%間違いのない事実とみることができる。

3 クロマルハナバチの飼育と販売

山崎・井上両氏は、イノリー企画の名を使って、原告がハチの販売をして利益をあげていたということを疑っており、このことも刑事的な問題に絡んだ問題としてみていたことも明らかである。

(1) 平成25年8月29日高久事情聴取（甲130）

この日の事情聴取は、井上課長によって行われている。なお、山崎証人は、山崎・井上両氏の認識について当時共通の認識を有していたかどうかという点について曖昧な証言をしていたが、明らかに当時両名は共通の認識でホテル館問題に当たっていたとみるべきであって、井上課長による事情聴取も山崎部長との共通認識を前提に実施されていたとみるのが当然である。

この8月29日の聴取内容を見ると、甲130の9頁真ん中には以下のような質問が井上課長から高久氏に向けられている。

「私は高久さんはハチのことを絶対に知っていると思んでいる」

「あそこハチを売っているでしょ？」

これらの発問は、この8月の段階から、ハチに関しても刑事的な観点から疑いを持っていたことを十分に伺わせるものである。

(2) 平成26年2月19日の議会で井上課長の答弁（甲122）

この証拠は平成26年2月19日の板橋区区民環境委員会の議事録であり、懲戒処分前のやりとりである。その中で井上課長は、明らかに(1)で示した認識と同様の内容を答弁として述べている。

この日の区民環境委員会でのほとんどの質疑はホテル施設に関する

ものである。終盤になって、五十嵐やす子議員が「さっきマルハナバチのことを後でおっしゃったなと思い出しました」(6/17 2頁)と質問したところから以下の質疑がなされている。

「○環境課長

蜂につきましては、これまであそこで飼うことについては、区として認めてきたという経緯がございます。

(この後、抗菌化の話が展開されるが、略)

じゃあ蜂をどうしているのかということで、これまで私自身が担当者から聞いたところでは、研究機関に無償で渡していますというような説明がありました。また、ボランティアのある方に聞いたところ、蜂は決して売っていませんというような説明を受けていましたが、今回調査する約束をしましたので、ある団体(能登町或いは能登町ふれあい公社のこと：原告代理人注)に赴いたところ、平成23年4月から24年3月までの間に4,030匹の蜂を購入したという団体がありまして、仕入れ総額は約1,900万円振り込まれています。この振り込み先につきましては、ボランティア団体(イノリー企画のこと：原告代理人注)の方の名前の口座に入っております。今までの説明とかなり差がありますので、このことについては現在確認したいと思っております。このような結果になっていることをご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐やす子

ちよつとびっくりしちゃってあれなんですけど、区の施設で飼っていたものを売って、その収入は区に届け出がなかったということではないんですか。

○環境課長

ご存じのように、ホテル生態環境館は、蜂を販売するために飼っていたわけではございません。実態としては、私どもの今まで受けていた説明と乖離した状況で販売していた事実がわかりました。その団体の方には直接お会いしまして、間違いなく板橋区のホテル生態環境館

から来たものを買っていたんですかと聞いたところ、そうですという
ようなことがありましたので、ある意味、その方が中心になっていた
とか、そこまでは全然わかりません。ただ、実態としては、その口座
に振り込まれていると、ボランティア団体の方と同じ名義の口座に振
り込まれていて、その団体も板橋区から買ったというふうに認識して
おりますので、私どもは間違いないと思っていますけれども、その点
も調べなくてはいけないと思っていますところでございます。

○五十嵐やす子

ちょっと予期しない答えだったので、実はびっくりしているんです
けれども、区の施設を使って、結局は営利目的をしていたということ
になると、そこは大きな問題があると思うんですけれども、しっか
りとそれは調べていただくと同時に、それがもし本当にそうだったら、
区としてはどのように対応していくのでしょうか。

○環境課長

非常に言葉を選ばなくてはいけないのですが、ホテル生態環境館の
管理運営に関していろいろ調べていく中で問題点が幾つか見えてきま
した。その点に関しては、私どもの調査では限界を感じております。
どんな内容かということは今後伏せますが、板橋警察署にもろもろ相
談しているところでございます。

(中略)

○田中いさお

その情報はいつごろ入った情報になりますか。

(中略)

○環境課長

2月の2日、3日です。

○田中いさお

それが本当だとすれば、横領だったり、そういうような話になって
くるので、すぐ警察が動かなければならないような案件に感じるんで
すけれども、いつごろ動き出しますか、実際。

○環境課長

先ほど申しあげましたように、相談しているということで、これ以上のことに関しましては、警察の動きに影響を与えないといけませんので、詳しい答弁は差し控えたいと思います。

(中略) (この後ハチの所有権の帰属の質疑がある—この点は後述)

○田中いさお

しつこくして申しわけないんですけども、板橋区の所有物でないものを所有していた人がどうも売ったらしいと。多額の金額が出てきたというときに、板橋区は訴訟にたえられるような事案なんですか、このこと自体は。

○環境課長

これは現地に行って、現地の帳簿類も見せていただきましたし、現地の方も間違いなくホテル生態環境館で飼育した蜂を買ったというふうに言っておりますので、私どもは間違いなくそのような事実であるというふうに認識しております。」(同65/72)

この井上課長の答弁で重要なことは、第1に、ハチの問題を刑事問題と関連して捉えているという点である。第2に、能登町側がイノリー企画からハチを購入している証拠は能登町での調査によって明らかになっているとはいえようが(乙8)、原告がハチの販売をしているという事実については乙8の中にもその根拠は見いだせず、結局井上課長は根拠なしに答弁しているという点である。乙8には井上課長が答弁している内容を支える証拠は存在していない。

(3) ホテル施設で飼育していたクロマルハナバチの販売を疑っていた間接的な証拠

ア 平成25年11月1日伊達弘彦弁護士との打合せ

山崎部長及び井上課長は、平成25年11月1日の伊達弘彦弁護士(あじさい法律事務所)と打合せている。そのことは山崎・井上両氏の

旅行命令簿に記されている（甲127—山崎部長の旅行命令簿，甲128井上課長の旅行命令簿）。甲127には「法律相談」，甲128には「相談」とある。

そして，山崎部長は，その証言において，このときの相談相手が伊達弁護士であり，相談内容は原告の飼育しているクロマルハナバチの所有権が被告にあるのか否かの相談であったことを述べた。

イ 平成26年2月19日の板橋区区民環境委員会議事録（甲122）

このことは実際に，後の議会答弁においても井上課長によって同様のことが述べられている。

甲122の平成26年2月19日の板橋区区民環境委員会の議事でも取り上げられている内容は，上記3(2)でのやり取りに引き続き以下のようなやりとりがみられる。

○田中いさお

最後、この部分での確認です。マルハナバチというのは、そもそも板橋区の税金で買われた蜂と認識してよろしいですか。

○環境課長

マルハナバチの所有権につきましては、ゼロ%か100%ということで聞いていまして、弁護士さんの話ですと、確かに区の施設を使っているのもありますけれども、種蜂というか、私はわかりませんが、蜂を買ったりとか、自分たちでもいろいろやっていますので、弁護士のアドバイスだと、これは区が所有権を主張するのは難しいと言われております。

○田中いさお

今の説明でよくわからなくなっただけですけども、板橋区は所有権を持っていないものについて今議論しているんですか。

○環境課長

今、蜂に関して議論が集中しましたが、蜂も含めて、いろいろな問題で相談しているということで、少なくともマルハナバチについては、そういう販売の事実を我々が確認しているということでございます。

(中略)

○田中いさお

生態館で飼われた蜂というのはよくわかったんですけども、その持ち主ですよね、問題は。板橋区の生態館だから、板橋区の持ち物でしょうと言える場合もあるでしょうし、世話をしていた人たちがいるから、そっちの人が持ち主でしょうという、それは弁護士さんの判断ではどうなんですか、現状。

○環境課長

先ほど申しあげましたように、弁護士さんからすると、板橋区が所有権を主張するのは難しいと聞いております。」(甲122・64～65/72)

ここでハチの所有権の帰属について相談した弁護士が伊達弁護士であることは山崎証言からみて明らかである。

ウ 所有権を問題にしていることの意味

このように、山崎・井上両名は原告による直接的なハチ販売という営利行為を疑っていた中で、ハチの所有権が被告に帰属するかどうかを検討していた。

それは、被告所有の物を販売しているということが明らかになれば、より強固な理由によって原告を懲戒に追い込むことができると考えたからに他ならない。それ以外にこの問題を解明する理由は存在しない。

しかも、この点を山崎・井上両名が疑っていたのが、既に平成25年の時期からであったという点にも留意されるべきである。

つまり、井上課長は議会において、平成26年2月2日・3日にわたる能登調査(乙8参照)によって問題事実が判明したかのように装っているが、伊達弁護士への相談は平成25年11月1日であり、能登町調査前の早い時期からハチの販売の疑念を抱いていたということがわかるのであ

る。そして、このような判断は平成25年8月29日の井上課長による高久氏への事情聴取の発言（上記(1)参照）とも符合するのである。

(4) 原告によるクロマルハナバチの販売の実態はないこと

能登町が事業展開したクロマルハナバチの試験飼育は、そのスキームについて、当初能登町が武蔵野種苗園から供給を受け、能登町が飼育し、小泉製麻が販売を担当するというスキームがあり、この供給されるクロマルハナバチの生態についての安定供給に資する協力を板橋区ホテル施設が行うというものであった。これは能登町が発行している「広報のと」（2009年6月1日発行：甲12参照）に記されているとおりであって、客観的事実として進行していた。

そして、その後、武蔵野種苗園が供給業者から撤退し、武蔵野種苗園に代わってイノリー企画が登場した（甲30）。

ここで問題は、イノリー企画が供給するためのクロマルハナバチをホテル施設から購入したり譲り受けたりして能登町側に供給していたかどうかという点であり、井上課長は、「その団体も板橋区から買ったというふうに認識しておりますので、私どもは間違いなく思っています」（甲122・62/72）、とか「現地の方も間違いなくホテル生態環境館で飼育した蜂を買ったというふうに言っておりますので、私どもは間違いなくそのような事実であるというふうに認識しております」（同65/72）と議会で答弁した。

しかし、乙8の能登報告（この報告の主体は井上課長自身である）の中で、実際にこの販売に関連するところは「4 ㈱能登町ふれあい公社への状況を聴取」の部分で、「ハチの発送元は綾部本人からであるが、発送場所は板橋区からである（別紙2）。阿部名で送られてくるハチは試験目的で無償である。有償のときはイノリー企画から送られてくる」（同3頁）とあるのみであって、原告がイノリー企画に対してハチの販売をしていたという事実は、乙8からはまったく出てこない。

つまるところ、井上課長による高久氏への事情聴取の際の「あそこハチを売っているでしょ？」（甲130）や、議会における「その団体も板橋

区から買ったというふうに認識」(甲122)は、客観的な根拠のない山崎・井上両氏による憶測・邪推の類のものとしか言いようがない。

しかも、イノリー企画の駒野氏から山崎・井上両氏は事情を聴取したことはないというのであるから、その憶測・邪推は一方的なものだったこともまた明白なのである。

4 ホテル再生による原告の個人的収益の取得

第3に、山崎部長及び井上課長は、ホテル再生事業の遂行の過程によって原告が個人的に不正に利益を取得していたことを疑っていたこともうかがわれる。

(1) 甲125 綾部氏メモ

甲125は、綾部氏が警察から事情聴取を受けた直後に残していたメモである。

警察は綾部氏に“阿部さんにお金が出ていないかを調べているので、あなたのことを調べているわけではないです。疑惑がある以上阿部さんの近くにいる人物は、それなりに調べます”と明確に原告に対する“疑惑”をもって綾部氏に対する事情聴取をしている。そしてその際に警察が関心を持っていた一つは、「ホテル再生」の際の“契約金”或いはこれに類するものである。

「(警) 特許を使って、100カ所以上もやっているのですよね。

⇒100カ所全部特許を使っていないです。平成14年度に特許取得をしているので、水槽設置もあるので、全部流れではないですよ。

(警) そうなんですか。特許を使っているし、契約金が発生しているようです。

⇒契約金ってなんですか？そんなのないんじゃないでしょうか？

(警) 阿部さんが契約金をもらっているではないでしょうか？

⇒絶対ないと思います。講演料だって給料からひかれるぐらいだから無いのではないのでしょうか？

(警) 契約金があるらしい。それを区が知っているかが問題なんだ。」

警察がこのホテル再生にまつわる問題を調べているのは、独自調査に基づくものとは考えられず、板橋区側からの情報提供があったからとしか考えようがない。

(2) 乙64 山崎部長陳述書

また、乙64の山崎部長の陳述書によると、「平成25年10月頃に警視庁捜査第2課の方から、『小山町が何か知っているかもしれない』との情報提供があり、これを契機に小山町に対する調査も開始しました」とある(同号証7頁)。

これは、事実経過としては虚偽としか言いようがない。

それまでの状況としては、9月17日に「委託費の流れについて不審な点が多々見られたことから板橋警察署に相談に赴き、上記聴取状況等について説明し」、同月30日に、「警視庁職員が被告総務部人事課に来課した」というのである。板橋区から板橋警察署に相談していたところ、突然警視庁が登場し、翌月には小山町の話が警視庁からもたらされるという流れである。この流れはいかにも不自然であり、かつむし企画の業務委託料の相談をしたら、警視庁からホテル再生に関する問題を指摘されたということになるわけで、あまりにおかしな話である。

ここで理解しうるのは、警視庁が小山町の話を持ち込んだのではなく、板橋区側がホテル再生に関しても原告による不正な利益取得を疑っていたということであって、小山町もその流れの中で浮上したと考えるのがもっとも経過を読み取るに合理的だということである。

もちろん、結果として警察が綾部氏に発問した「契約金」なるものは事実として認定できなかったのであり、ホテル再生に関しても刑事上の問題は存在しなかったし、懲戒の理由にもならなかったのである。

5 山崎・井上らによる虚構の意味するもの

事故報告書に記述されていたか否かは別として、むし企画の委託料、ハチの販売、ホテル再生の3点について、山崎・井上両氏が原告に対して疑惑の

目を向けていたことが判明する。

しかし、結果としては、いずれの事実も存在しなかったし、いずれの疑惑も懲戒処分の理由にはならなかった。

ただ、懲戒処分に至る経過の中でこれらの点が問題であるのは、その疑惑に向けての山崎・井上両氏の行動と、これら疑惑の公表と喧伝であり、これは懲戒処分に向けての環境づくりになっていたことは明らかである。

(1) 被告の議会での喧伝

① 平成26年2月19日区民環境委員会議事録(甲122 62/72～)

刑事的な問題は結局一切なかったにもかかわらず、しかも、その証拠も確たるものがないままに、山崎・井上らは板橋区議会において刑事問題の存在を答弁し、原告が刑事的な問題を抱えていることを匂わせ続け、印象操作を繰り返した。

その一番最初の話が平成26年2月19日の区民環境委員会での以下の質疑であり、井上課長の答弁である。

「○田中いさお

そのボランティアグループというのは、うちの板橋区内のホテルにかかわるボランティア団体ということでよろしいですか。

○環境課長

そのように認識しております。

○田中いさお

その情報はいつごろ入った情報になりますか。

○環境課長

やりとりはしていましたが、最終的には現地でその方たちと会わなくてはいけないということで、ホテルの調査が終わった後、出張して行ってまいりました。

○田中いさお

何日とか、わかりますか、日にちを教えてくださいませんか。

○環境課長

2月の2日、3日です。

○田中いさお

それが本当だとすれば、横領だったり、そういうような話になってくるので、すぐ警察が動かなければならないような案件に感じるんですけども、いつごろ動き出しますか、実際。

○ 環境課長

先ほど申しあげましたように、相談しているということで、これ以上のことに関しましては、警察の動きに影響を与えるといけませんので、詳しい答弁は差し控えたいと思います。

○田中いさお

板橋区としては訴えるという方向のお考えでよろしいですね。

○環境課長

現時点では相談させていただいていると。

○田中いさお

相談して、それで球を警察に渡して、あと警察が起訴するのか、しないのか、動向を見守っている立場ですか。

○環境課長

起訴とか、まだそこまではよくわからないので、警察がどのように動いているかも私ども把握できませんので、私どもの調査の限界を超えたところで相談しているわけですから、それについては動きを見守っているというか、現時点ではそういう状況で、いろいろなケースは想定しなくてはいけないと思っております。

② 平成26年3月10日 予算審査特別委員会 区民環境分科会
(甲123)

続いて、この分科会においても、①の2月19日の委員会でのやり取りを踏まえて、以下の質疑があり、井上課長が警察に関する答弁を繰り返している。

○いしだ圭一郎「…先日の委員会でクロマルハナバチですか、この 販

売による営利性の問題で警察とご相談をしているというお話がございましたけれども、その後、何か状況の変化というものがございましたら、教えていただきたい」

○環境課長「クロマルハナバチも含めて、いろいろな総合的に相談はしております。ただ、一般論で申し上げますと、我々が相談した部分の中で、ああいった警察が動くとなれば、やはりかなり絞り込まれてくるのか、いわゆる一般的に言う刑事罰のような形ですから、私どもが動くとなれば地方公務員法という話もありますけれども、一番初めの話というのはさまざまな情報を警察に相談しました。どのような内容で警察が動いているかについては、私どもとしては今のところちょっと答弁は差し控えさせていただきたい」

③ 平成26年3月20日 予算審査特別委員会 (甲124)

この日は懲戒処分に向けての分限委員会が開催される4日前であるが、この委員会でも警察問題が継続して取り上げられ、ここでは山崎部長が答えている。。

○中妻じょうた「どのようにしてこの議論、実態調査、決着をつけるつもりかということと、もう一つ質問を続けますが、既に警察に本件を相談しているというふうに聞いておりますけれども、区としてつかんでいる警察の動向、こちら2点、お答えください。」

○資源環境部長「警察の動向でございます。板橋警察に相談していることは事実でございます。内容につきまして詳しくお話しできないというところでございます。」

以上のように、その時点で確たる根拠もないまま、懲戒処分理由としても成り立ちえないことを了解しながら、山崎・井上課長らは刑事的な問題を原告が抱えているということを区議会議員及び区民に対して印象付けていたのである。このことが懲戒分限委員会の心証構成に大きく影響を与えたことは必定である。

(2) ホタル生息調査の一方的な実施とその結果の利用

さらに、平成26年1月27日に原告への事前告知のないままに、ホタル生息調査を行った。その手法はまったくの素人であり、生息調査の名に値しないものであった。ホタル幼虫は数匹しか見つけられなかったが、それをホタルが生息していないとして、あたかもそのことと結び付けて、生息調査の数日後には原告に人事異動を命じ、ホタル館の受託業者との契約を解除した（詳細は後述）。

これらも客観的合理性のない手法としか言いようがないが、被告はこれを取り上げて懲戒相当の結果に向けた環境整備としたことは今となつては明白である。

第4 手続的不公正について

1 杜撰極まりない被告の内部手続き

(1) ホタル生態環境館のあり方についての検討会

平成25年4月に山崎部長と井上課長がその地位についた後、資源環境部のもとで行われた原告潰しの策動は、極めて恣意的かつ意図的なもので、適正さを大きく欠き杜撰極まりないものであった。

ホタル生態環境館のあり方についての検討会が平成25年5月前後に立ち上がっている（正確には、立ち上がっているということになっている）。これは、表向き「休廃止」の方向性が打ち出されたホタル館の在り方について検討するというものであるが、実際には、まさに原告潰しのための策動の一つとしかみることはできない。

そもそも、立ち上げをした日付すらも正確にいつなのか認識できないし（甲139—「いつ発足したか、議事録について」情報公開を求めたが、被告の回答は不存在というのである）、通常このような組織を立ち上げる際に存在するはずの組織要領のようなものもない。考えられないことに、検討会は少なくとも3回開催されているのにその議事録すら存在しない（甲139参照）。

しかも、あり方検討会立ち上げから平成26年5月の廃止の結論に至る

まで、あり方検討会では原告と一度も話がなされていない。甲126には「担当者との打合せ」とあるが、これは原告を意味するものではない（通常この担当者は原告としか読み取れないが、山崎部長は証言において「担当者」が誰であるかを明示できなかった）。25年の長きにわたりホテルの累代飼育を実現してきた原告を無視して、その事情聴取をせずにホテル館のあり方を検討すること等あり得ないのであって、「あり方検討会」がホテル館のあり方を検討する場ではなかったことを端的に示す何物でもない。

(2) 平成26年1月27日 ホテル館の生息調査

原告に事前に何ら告げることなく実施した。

(3) 平成26年1月30日 区長監察命令（被告準備書面(1)30～31頁）

この区長による監察命令は何に基づいたものか全く理解不能である。基本的には監察命令は事故報告に基づいてなされるものであるので（9条2項）、その前提は平成25年9月26日の事故報告ということになるが、監察命令は4カ月以上経過したところでなされており、極めて不自然と言わざるを得ない。

その命令の趣旨・内容は開示されていないのであるが、結局(2)の生息調査をしたタイミングで、ホテルの生息が極めてわずかであるという結果（これ自体が不合理であることは別論する）を踏まえて、区長の監察命令を出したかったのだとしか考えられない。

(4) 同年1月30日以後

同日、原告に対する異動命令が出されている。四半世紀にも及びホテル館でホテルの累代飼育に取り組んで環境にやさしい自治体としての評価をあげてきた原告を、そのホテル館から切り離したのであり、まさにこれも懲戒処分の前段階の過程とみることができる。

1月31日には、ホテル館の受託業者である“むし企画”の契約が解除されている。ホテル館の環境の維持はまさに“むし企画”によって担われ

ていたものであり、その解約は、原告をホテル館から切り離す動きと同じ方向のものである。

(5) 同年1月17日の小山町調査, 2月2日・3日 能登町調査

小山町と能登町の件は今回の懲戒処分において主要な懲戒の理由をなすものである。

当然のことながら、その内容についての調査は監察命令に基づいてなされたものとするのが通常であろう。

しかし、これらの調査は決して監察命令に基づくものではなかった。このことには十分に留意されるべきである。

まず、1月17日の小山町の調査は、1月30日の監察命令前の調査である。時間が逆転しており、監察命令による調査ではありえない。

しかも小山町の話は平成25年10月頃に警視庁からの助言に端緒があると陳述しているものであり(乙64)、既述のとおり、警視庁からの助言に信用性はないものの、小山町の件が平成25年中から始まっているということではある。

次に、能登町調査は監察命令の数日後になされているものの、実際の調査実施の準備は1月から始まっている。能登町に調査に行くことの決済のための文書の登録は平成26年1月23日になされており(甲136)、これまた明らかに監察命令に基づくものではない。

結局、監察命令とは無関係の2つの事項(能登・小山)が最終的な処分を決定する主要なものとなっているのであり、事故報告・監察命令との歪みを示している。

まさにかかる歪みを抱えながらも、とにかく一直線に原告を懲戒に追いやる歪んだ力が働いていたことがよく理解できるのである。

被告は、事故報告・監察命令と懲戒処分理由の間に歪みがないというのであれば、事故報告及び監察命令の内容を明らかにすべきである。

2 外部委員伊達弘彦弁護士について

懲戒分限委員会のメンバーは副区長安井賢光, 教育長橋本正彦, 総務部長

太野垣孝範，外部委員伊達弘彦（以下単に伊達弁護士）の各氏である（甲3の2）。

問題はこの外部委員の伊達弁護士である。伊達弁護士は、あじさい法律事務所を主宰している。

この伊達氏に対して、山崎・井上課長は平成25年中何度か相談に赴いている。

同年8月5日12:50～15:00

同年11月1日9:50～12:45

このいずれも伊達氏に法律相談をしているのである（甲127及び128）。8月5日については供述を求めなかったものの、11月1日の相談では、原告の飼育しているハチの所有権が区に帰属するのかどうかを相談したと山崎部長は証言した。ハチの所有権の帰属を相談する意味については既述のとおりである。

また、この2回だけではなく、被告職員らは、高久氏から「思いもよらない回答がなされ、金銭の流れについても不自然な点が判明したことから、弁護士に相談したところ、所轄の警察署に相談してはどうかとの旨の助言を得た…」（甲132の2・8頁）ので、9月17日に板橋警察署に行ったというのであり、平成25年9月の段階でも弁護士に相談していることがわかるのであり、流れからみれば、この弁護士も伊達弁護士を指しているとみるのが合理的である。

以上のような事実関係からすると、懲戒分権委員会のメンバーで、しかも客観性公正性を要求される立場にある外部委員である伊達弁護士に対して、分限の対象となる人物に関する事実の法的問題について頻繁に相談し、結果として対象者に関する情報を提供し続けたことということである。伊達弁護士には山崎部長・井上課長の認識のままの人物評価が心証として構築されたと言って過言ではない。

これでは外部委員としての存在意義は皆無とあってよい。

山崎部長は当時伊達弁護士が懲戒分限委員会の外部委員であることは知らなかったと証言したが、その証言には信用性の欠けらもないと同時に、知らなかったでその手続きの公正さの欠如が回復されるわけでもないことも

また当然である。

以上